

14. 21-640

4.21



1200501162919

040

福岡縣水産

福岡縣水産課



始



福岡縣ノ水産

福岡縣水産課

14.25-640

福岡縣ノ水産

目次

水産業ノ概要

漁業

イ、沿岸漁業	一
ロ、沖合漁業	一
ハ、遠洋漁業	一
ニ、河川漁業	一
漁業ノ種類	一
イ、たひ漁業	二
ロ、いわし漁業	二
ハ、いか漁業	二
ニ、さば漁業	三
ホ、ぼら漁業	三
ヘ、このしろ漁業	三



一、海岸線ノ長 一一七、一一、一七^町

筑前海 六六、三四、二四

島 二一、一六、二七

豊前海 二〇、二二、〇〇

島 二、二、三〇

有明海 六、一七、四六

島 〇

總計 九四、二、二〇

島 二三、一八、五七

一、専用漁場面積 一、三六三平方浬

筑前海 一、二〇〇

豊前海 一三〇

有明海 二三

一、水産業者ノ數 一二、二一六戸

一、漁船ノ數 五、八六六隻

ト、たこ漁業	三
チ、ろひ漁業	三
リ、ぶり漁業	四
ヌ、あぢ漁業	四
ル、くろだひ漁業	四
ヲ、うなぎ漁業	四
加工製造	四
イ、蒲鉾竹輪	五
ロ、罐詰	五
ハ、摺蝦	五
ニ、鱈製品	六
ホ、海苔	六
ヘ、布糊	六
ト、和布	六
チ、壽泉苔	七
リ、其他	七

養殖	七
イ、牡蛎	七
ロ、みろく貝	八
ハ、蜆	八
ニ、のり	八
ホ、ふのり	九
ヘ、車蝦	九
ト、鯉、鮒、金魚	九
チ、壽泉苔	一〇
水産團體	一〇
イ、水産會	一〇
ロ、水産組合	一一
ハ、漁業組合	一一
ニ、漁業組合聯合會	一五
免許及許可漁業表	一六
イ、免許漁業	一六

口、許可漁業	一九
水産業獎勵補助	二一
1、漁船船體竝機關補助（昭和三年度決算額）	二一
口、縣外出漁補助	二三
ハ、養殖改良補助	二三
ニ、漁業改良補助	二四
ホ、製造業改良補助	二四
漁業監督	二五
販賣機關取締	二六
1、漁業組合共同販賣所	二六
口、魚市場	二七
冷藏及製造業	三〇
水産課	三三
分掌事務	三三
職員配置	三三
經費豫算	三四

水産試験場	三五
イ、經費豫算	三五
ロ、業務要項	三六
諸規程	三九
1、漁業取締規則	三九
ロ、魚市場規則	六七
附 魚市場ニ關スル書類提出期限一覽表	六七
ハ、魚市場規則取扱手續	六九
附 魚市場諸帳簿様式	七〇
ニ、漁業組合及漁業組合聯合會取扱手續	八一
ホ、漁業組合及漁業組合聯合會規則	八一
ヘ、水産業獎勵補助規程	八六
ト、漁業共同施設獎勵資金貸付規程	九〇
チ、船鑑札書類進達ニ關スル通牒	一〇二
リ、漁業組合書類提出期限表	一一〇
又、漁業組合隨時書類提出表	一一一

本縣船舶統計	一一二
漁業稅	一一三
市場稅	一一三
鵜稅	一一七

水産業ノ概要

漁業

イ、沿岸漁業

筑前海ニアリテハ鯛、鯖、鰹、伊佐木、鱈、鱈、柔魚等一本釣、延繩、手繰網、底建網、鰻、鯛、鰻ノ曳網、鰻、鯖、鰹等ノ旋網、鱈、飛魚流網、烏賊柴漬、鰯飼付、柵網、大敷網等ニテ豊前海ニアリテハ柵網、打瀬網、石干見、手繰網、烏賊柴漬等ヲ主トシ有明海ニアリテハ羽瀬、現敷網各種流網、延繩及貝類ノ採取業行ハル。

ロ、沖合漁業

玄界灘方面ニアリテハ機船漁業ヲ爲スモノ四百餘隻ニ達シ主トシテ沖合ニ於ケル鯛、河豚、鰻延繩、鰻旋回、鯛、鯖、鰹、伊佐木等ノ一本釣等ニ用ヒラレ大ニ漁業ノ面目ヲ改メ漸次漁場ヲ擴大スルニ至ル鰻刺網漁業ノ如キモ機船ヲ用フル結果遠ク朝鮮海ニ出漁者ヲ續出スルニ至リ漁獲能率大ニ増加ヲ來セリ其他鰻揚線網ノ如キモ動力ヲ使用セル結果漸次沖合ニ進出スルニ至レリ。

ハ、遠洋漁業

現時遠洋漁業ト稱スヘキモノハ「トロール」漁業及機船底曳網漁業ニシテ前者ハ目下五隻ヲ有シ遠ク支那海ニ出漁シ後者ハ百四十隻ヲ算シ主トシテ博多港ヲ根據地トシ主トシテ九州西部沖合ニ出漁シ

年額貳百萬圓ノ漁獲アリ尤之等ハ殆ト全部他縣人ノ經營ニカカリ本縣人ニ屬スルモノ數隻ノミナリ
 ニ、河川 漁業
 主ナル漁獲物ハ鯉、鮎、白魚、鰻等ニシテ筑後川、矢部川、那珂川、室見川、星野川、遠賀川及山
 國川等ヲ主要漁場トシテ河川魚類ノ總産額凡ソ貳拾萬圓トス。

漁業ノ種類

イ、たひ 漁業

縣下漁獲物中最高位ヲ占メ年額貳百貳拾七萬餘圓ニ達シ主ニ筑前海ニ於テ延繩、一本釣、地漕網、
 手繰網等ニ依リ漁獲セラル特ニ延繩ハ機船ヲ用フルモノヲ續出シ現時三百餘隻ニ及ヒ漁獲能率頓ニ
 増加セリ尙遠洋ニ於ケル機船底曳漁船ニ依リ漁獲セラル、モノ其半ヲ有ス。

ロ、いわし 漁業

全額四拾四萬圓アリ殆ト筑前海ヲ漁場トシ秋季ハ中羽鰹漁ニテ揚繰網地曳網大敷網等ニ依リ、冬季
 ハ大羽鰹漁ニシテ主トシテ刺網ニ依リ漁獲セラレ近時ハ隣縣ニ倣ヒ揚繰網ヲ使用スルモノアルモ未
 タ一般ニ普及ノ域ニ達セス刺網漁船ハ其大半ハ機船ヲ使用スルニ至リ漁獲ノ能率從ツテ大ナリ。

ハ、いか 漁業

年額貳拾九萬圓ニ達ス種類ハ甲いか、やりいか、水いか、するめいか等ニシテ筑前海豊前海到ル處

ニ多産ス漁具ハ柴漬、手釣、曲建網、桝網等トス殊ニ春季ニ於ケル柴漬漁業ハ最モ盛ナリトス。

ニ、さば 漁業

年額貳拾參萬圓ヲ超ユ漁場ハ主トシテ筑前海トシ沿岸ニアリテハ地曳網揚繰網ヲ用ヒ沖合ニアリテ
 ハ延繩及各種一本釣ヲ使用シ各浦至ル所ニ行ハル。

ホ、ぼら 漁業

年額拾八萬圓筑前海豊前海有明海共多産シ豊前海ニアリテハ旋網桝網筑前海ニアリテハ全シタ旋網
 及飼付釣、有明海ニアリテハ投網及刺網ヲ主トス。

ヘ、このしろ 漁業

年額拾七萬餘圓主トシテ筑前海豊前海ヲ漁場トシ有明海ニモ多少産ス漁具ハ筑前海ニアリテハ旋刺
 網、曲建網、豊前海ニアリテハ旋網及桝網等トス博多灣ニ於ケル旋刺網ハ縣下唯一ノ漁獲ヲナス。

ト、たこ 漁業

年額凡ソ拾六萬圓ニシテ真蛸、飯蛸ヲ主ナル種類トス筑、豊、有明ノ三海區何レノ地方ニモ多産シ
 漁具トシテハ蛸壺及蛸貝延繩ヲ主トシ其他釣釣アルモ一地方ニ限ラル。

チ、ゑび 漁業

年額拾四萬圓ニ達シ種類ハ赤ゑび及車ゑびニシテ豊前海ニ於ケル打瀬網ヲ主要漁具トス尙筑前海有
 明海ニアリテハ曳網ヲ使用スルモ産額大ナラス赤蝦ハ製品トシテ海外ニ輸出セラル。

リ、ぶり 漁業

年額拾四萬圓ヲ有ス筑前海ヲ主要漁場トシ延繩一本釣及底建網大敷網等ニ依リ漁獲セラル近時鯿飼付漁業ヲナスモノアリ成績未タ良好ナラザルガ如シ。

ヌ、あぢ 漁業

年額拾四萬圓主トシテ筑前海ヲ漁場トシ旋網一本釣曳網等ヲ用フ豊前海有明海ニモ多少之ヲ産ス。ル、くろだい 漁業

年額約拾四萬圓筑豊兩海區ヲ主要漁場トシ有明海ニモ多少産ス筑前海ニアリテハ延繩一本釣建網等ニヨリ豊前海ニアリテハ主トシテ柵網ニ依リ漁獲セラル。

ヲ、うなぎ 漁業

年額拾萬圓ヲ産シ筑、豊及有明ノ三海區河川、川口、至ル處之レヲ産シ其量多カラスト雖モ筑後平野ノ河川地沼ハ比較的多産ス。

其他淡水漁業トシテ見ルベキモノハ鮎、鯉等アルモ何レモ産額各貳參萬圓ヲ超ヘス然レトモ本縣ハ河川池沼ニ富メルヲ以テ今後施設ノ如何ニ依リテハ相當増産シ得ルモノトス。

加工製造

本縣人口ハ二百四十四萬ニ達シ魚介藻類ノ需要ハ縣内ノ漁獲物ヲ以テハ之ガ需要ノ三分ノ一ヲ充スニ過

ギザル状態ニシテ生魚ノマ、消費セラル、爲加工製造額貳百九拾餘萬圓ニシテ今主ナル製品ニ付摘述スレバ左ノ如シ。

イ、蒲 銚 竹 輪

蒲銚年産額百五拾萬圓福岡、大牟田、久留米、若松、小倉ノ各市及山門郡ヲ主産地トス。原料ハトロール、及機船底曳ノ漁獲物ヲ普通トシ有明海方面ニテハ玉珠貝柱ヲ使用スル特殊ノ製品アリ、福岡市ニアリテハ毎月一回製造研究會ヲ開催シ縣水産試験場ト協力シテ製品ノ改良發達ヲ圖レリコレガ爲近年其ノ品質ハ著シク向上シ他縣ニ誇ルニ足ルノ域ニ到達セリ。

ロ、罐 詰

水産罐詰ノ主産地ハ有明海沿岸ニシテ鰯、みろく介、蛸、玉珠介、小烏賊、飯蛸等ノ味付、鰻蒲燒等年産額六拾萬圓、製造業者十四名ヲ數フ、是等製造業者ノ組織スル有明海罐詰業水産組合ハ最近卒先シテ生産ノ検査ヲ施行シテ良品製造ニ専念シ斯業發達ニ精進セリ販路ハ從來内地、支那及南洋ヲ主トセシモ近年蛸水漬ハ北米ニ輸出セラレ斯業一般ニ活況ヲ呈スルニ至レリ。

ハ、摺 蝦

豊前海産赤蝦ヲ原料トシ煮乾剥殻セルモノニシテ殆ド總テ支那ニ輸出ス其ノ生産地ハ宇島、八屋、養島ノ各地ニシテ産額約拾五萬圓ニ達ス。コノ外本品ヲ粉末ニセル味真蝦ナルモノ亦世ニ賞美セラル。

二、鱈製品

筑前海ニ多産スル鱈ノ大半ハ漁家ノ副業トシテ煮乾、目刺、唐人乾、櫻乾等ニ製造セラル、又漁獲ニ應ジ乾鱈、粕肥料ニ供セラル其ノ額煮乾鱈約貳拾萬圓、鹽乾鱈五萬圓トス近年煮熟用窯ノ改良臺乾法ノ普及ニヨリ漸次品質改良セラレツ、アリ。販路ハ九州一圓、關西一帶ヲ主トシ遠ク北陸中仙道地方ニモ及ブ。

ホ、海苔

筑前、豊前、有明ノ三海何レモ之ヲ産シ總額拾壹萬六千圓有明海産ハ近年ノ生産ナレドモ其ノ數最モ多ク品質亦優良ナリ、東京式抄製法ニヨリ改良ノ効著シク聲價大ニ昂ル。廣ク關西一帶ニ販出セラル、ノミナラス遠ク東京ニ移出スルモノアリ。

ヘ、布糊

原藻ハ筑前沿岸ニ産シ各浦之ヲ抄製スルモ就中其ノ主要産地ハ早良郡姪濱町、久留米市トシ品質優良ヲ以テ聞ユ、北陸其他ノ機業地ニ需要セラレ産額六萬五千斤價格五萬壹千圓ナリ。

ト、和布

筑前海到ル所ニ産スルモ大部分ハ鹽乾和布トシテ縣外ニ需要セラル此ノ外大里和布、早鞆和布ト稱シ鳴戸和布ニ類スル優良品ヲ産ス門司市ニ和布刈神社アリテ古キ沿革ヲ有シ其ノ品質優良ナルヲ以テ知ラル。

チ、壽泉苔(川茸)

朝倉、三井兩郡ノ清流ニ産スル川茸ヲ以テ原料トシ抄製品、罐詰及菓子類ヲ製ス産額四萬圓主トシテ關西ニ需要セラル。

リ、其他

以上ノ外儀助煮、魚煎餅、雜魚ノ味淋乾、鯛、甲府鯛、雲丹、鹽辛、鯛味噌等アリ。

養殖

本縣ハ西ニ有明海ノ六千町步、東ニ豊前海ノ千數百町步ノ干瀉ヲ擁シ、更ニ筑前沿海ニ於テハ長汀、曲浦相連リテ至ル所養殖ニ適セザルナシ。

内ニハ河川、水田、溝渠、池塘ニシテ淡水魚族ノ繁殖ニ適スル所多ク眞ニ天恵ノ地利ヲ占ムルト云フモ過言ニアラズ。

現今養殖セル魚貝藻類ノ主ナルモノハ有明海ノ鰹、牡蠣、みろく貝、蛸、のり、豊前海ノ蛸、のり、車蝦、潮吹貝、筑前海ノのり、ふのり、鮑及内水面ノ鯉、鮒、金魚、壽泉苔、等ニシテ養殖場ノ總數千七百九十四ヶ所、面積四千二十二町步、其産額約四拾七萬圓、尙斯業開發ノ餘地頗ル多シ。

イ、牡蠣

有明海ニ産スルモノハ住ノ江牡蠣トシテ世ニ知ラル、而牡蠣ノ養殖ヲ創メタルハ明治三十五年ノ頃

ニシテ逐年産額増加ノ趨勢ニ在リシモ大正八年以來稚貝、頻リニ死滅シ爲ニ近時大ニ衰頽シタリ。目下相當盛ナルハ三潞郡ニシテ、山門、三池ノ二郡之ニ亞グ現今ノ養殖面積ハ十四萬五千坪、生産額貳萬五千圓ナリトス。

ロ、みろく貝

みろく貝ハ有明海ノ特産ニシテ、養殖ノ全盛期ナリシトモ云フベキハ大正元年前後ナリシガ夫レ以來年々種苗ノ缺乏ヲ來タシ爲ニ目下不振ノ狀況ニアレドモ稚貝ノ發生回復センカ再ヒ隆盛ニ赴クベキヤ疑ナシ。

ハ、鯛

豊前海、有明海ニ多ク筑前海ニ於テハ博多港内ニ多少ノ養殖場アルニ過ギズ、何處ニ於テモ本縣ハ概シテ種貝ニ乏シク未ダ盛況ヲ見ルニ至ラザレドモ近時山口縣又ハ熊本縣下ヨリ稚貝ヲ購入シ來リ養殖ヲ企劃スルモノ漸ク多カラントス、養殖場ノ面積六萬二千坪産額壹萬圓内外ナリ。

ニ、のり

養殖ノ中心ハ有明海就中大牟田市沿岸ヲ以テ然リトス、本業ハ大正七年度ニ於テ水産試験場ノ試験ノ結果漸次民業ニ移リ今日ノ盛大ヲナスニ至レリ、其ノ面積十五萬坪、産額拾貳萬圓ニ達ス。

豊前海ニ於テハ疾クモ明治十年ノ頃ヨリ養殖ヲ始メタルモ今猶盛ナラズ、僅ニ築上郡東吉富村及企救郡曾根村地先ニ於テ行フモノ三萬坪約八千圓ヲ産スルノミ。筑前海ニ於テハ糸島郡加布里灣、今

津灣、粕屋郡多々良川尻及洞海灣ノ各地ニ行ハル、モ未ダ優良ナル製品ヲ産スルニ至ラズ、今後ノ研究ニ俟ツモノ多シ、目下施行面積約十一萬坪産額九千圓餘ナリ。

ホ、ふのり

主産地ハ玄界灘沿岸ニシテ近年磯掃除、投石、ノ厲行ニ由リ産額増加ノ情勢ヲ示セリ、然レドモ動モスレバ食用ニ供スル爲メ幼芽ノ時代ニ摘採シ之ヲ商フノ風習アリ之レヲ改ムルトキハ尙生産増加スベシ。

ヘ、車 蝦

養殖地ハ築上郡八屋浦漁業組合（大正五年）創業ト京都郡養島村ニ會社組織（大正十年創業）ヲ以テ經營スルモノトノ二箇所アリ、前者ハ池ノ面積二百坪餘ニシテ貳千圓、後者ハ二千坪ニシテ約壹圓萬圓ノ生産ヲ舉ゲ主トシテ東京及小倉、中津方面ニ販出ス。

ト、鯉、鮒、金魚

鯉、鮒ハ淡水養殖中ノ白眉ニシテ、主ニ溜池、水田ヲ利用シテ粗放的ニ飼養スルモノ多シ。之レヲ地方別ニ觀ルトキハ筑紫、粕屋、宗像、遠賀、田川、鞍手、嘉穂、八女、朝倉、京都、築上ノ各郡ニ於テハ水田、溜池ヲ、三潞、山門、三池ノ三郡ハ溝渠ヲ利用シ、八幡市、久留米市、企救郡方面ニ於テハ集約的養殖ヲ行フ等夫々飼育方法ヲ異ニセリ。而シテ養殖場ハ現時千六百十四ヶ所面積三千四百三十二町、産額貳拾萬壹千圓餘ナリ。

金魚ハ福岡市、八幡市、久留米市、八女郡、三潞郡、企救郡ノ各地方ニ於テ相當飼養スルモノアル
モ養殖場九ヶ所生産僅ニ壹萬圓内外ニシテ未ダ一般ノ需用ニ應シ難ク大和地方ヨリ移入スルモノ少
カラズ。

チ、壽泉 苔(川 茸)

朝倉郡金川村及久留米市國分ニ産スル淡水藻類ニシテ國內獨歩ノ珍草ト云フベク、之レガ養殖ハ遠
ク寶歴年間ニ創マリ爾來連綿トシテ行ハレ近年養殖、製造方法ノ進歩ニ伴ヒ生産大ニ増進シテ今ヤ
年産額四萬五千圓餘ニ達シ、養殖面積四町歩ニ及ブ。
原藻ハ之ヲ抄製品、罐詰及菓子トシ又ハ生ノマ、食用ニ供スル等廣ク世ニ珍重セラル。

水産團體

イ、水産會

名稱	所在地	會員	昭和四年度 經費豫算	會長名
福岡縣水産會	福岡縣廳構内	四	九、三三四 <small>円</small>	樋口邦彦
筑豊水産會	同	三、九二六	四、七七七	同
豊前水産會	築上郡八屋町大字八屋	一、六九二	四、七八四	浦野岩吉
八女郡水産會	八女郡上妻村大字祈禱院	一、〇三一	一、	谷川要造
有明水産會	山門郡沖端村大字沖端町	四、九四〇	一、四一九	藤田又六

ロ、水産組合

名稱	所在地	組合員	昭和四年度 經費豫算	組長名
福岡縣魚市場業水産組合	福岡縣廳構内	八〇	三、一〇〇 <small>円</small>	樋口邦彦
三潞郡筑後川水産組合	三潞郡青木村大字青木島	三五八	四五〇	蒨島莊太郎
有明海罐詰業水産組合	山門郡沖端村大字沖端	一四	二、八六〇	新宅定一
有明海海苔養殖水産組合	大牟田市大正町四丁目	九八	八〇五	中山貫一

ハ、漁業組合

名稱	所在地	組合員	昭和四年度 經費豫算	組長名
鹿家浦漁業組合	糸島郡福吉村大字鹿家	二一	四九三 <small>円</small>	江川鶴次郎
福吉浦同	同 大字吉井	七一	一、三四四	長田藤市
深江片山浦同	同 郡深江村大字深江	五五	八、六九五	畑瀬近藏
加布里浦同	同 郡加布里村大字加布里	五二	一、七一九	山崎嘉市
小富士村同	同 郡小富士村大字船越	一一三	一、八四〇	仲西萬太郎
岐志新町浦同	同 郡芥屋村大字岐志	一二三	四、一七六	岡崎徳松
芥屋浦同	同 大字芥屋	五五	八一六	吉井二郎
姫島浦同	同 大字姫島	五〇	五七九	須田磯太郎
野北浦同	同 郡野北村大字野北浦	一〇一	二、五四四	白石藤作
西ノ浦同	同 郡北崎村大字西浦	一四五	三、六九四	柴田長三郎

支界島漁業組合
 小呂島同
 唐泊浦同
 濱崎今津浦同
 姪濱浦同
 殘島村同
 伊崎浦同
 福岡同
 箱崎浦同
 奈多浦同
 志賀島浦同
 弘浦同
 新宮浦同
 相島浦同
 福岡浦同
 津屋崎浦同
 勝浦濱同
 神湊町同
 大島浦同
 鐘崎浦同

糸島郡北崎村大字支界島
 同 大字宮ノ浦
 同 大字宮ノ浦
 同 郡今津村
 早良郡姪濱町
 同 郡殘島村
 福岡市伊崎浦
 同 市養子町
 粕屋郡箱崎町大字箱崎
 同 郡和白村大字奈多
 同 郡志賀島村大字志賀島
 同 大字勝馬
 同 郡新宮村大字新宮
 同 大字相島
 宗像郡福岡町
 同 郡津屋崎町大字津屋崎
 同 郡勝浦村大字勝浦
 同 郡神湊町大字神湊
 同 郡大島村
 同 郡岬村大字鐘崎

一〇一	三、三一六	寺田常太郎
二三	六一六	横田半次郎
八〇	二、七二七	原田種美
三九	八七六	木下伊勢吉
八二	八、三一七	大場昇吉
六二	三、一〇二	前田吉三郎
七二	一、二五七	牛島寅太郎
一一一	一一、四二五	江藤廣三郎
一五八	一八、九一九	山崎美太郎
二一一	一、七七一	今林半五郎
一三〇	八、〇〇〇	中島類次郎
五六	一、七〇〇	今泉林吉
一三五	七、九二一	桐島丈助
一〇六	一、七六八	友野千代壽
三一	五七二	廣渡松太郎
一二七	五、二九二	佐治馬太郎
五四	二、八八四	永島竹次郎
九四	三、四〇三	梶木武平
一三三	四、一四九	立石伸平
一三三	五、八七二	權田永吉

地島浦漁業組合
 波津浦同
 蘆屋浦同
 山鹿浦同
 柏原浦同
 岩屋浦同
 脇田浦同
 脇ノ浦同
 若松同
 戸畑浦同
 平松浦同
 長濱浦同
 舊門司同
 田野浦同
 馬島同
 藍島同
 大里浦同
 柄杓田浦同
 恒見浦同
 今津浦同

宗像郡岬村大字地島
 遠賀郡岡恒村大字波津
 同 郡蘆屋町大字蘆屋
 同 大字小鹿
 同 大字山鹿
 同 郡島郷村大字有毛
 同 大字安屋
 同 大字小竹
 若松市安政町
 戸知市大字戸畑
 小倉市大字平松
 同 市大字長濱
 門司市大字門司字舊門司
 同 市大字田野浦
 小倉市大字馬島
 同 市大字藍島
 門司市大里町
 門司市大字柄杓田
 企救郡松ヶ江村大字恒見
 同 大字今津

七七	三、〇一六	岩崎小助
六八	六、七二七	河原忠次郎
四三	一、一	松野信太郎
二〇	一、一	吉永岩太郎
四六	一、一	田中 新
五〇	三、二〇五	本田確之助
五五	三、四五七	若藤久吉
八二	四、二八五	井本幾太郎
六七	三、〇七七	西尾守太郎
六〇	六、五〇六	竹内兼藏
一六四	一、三二三	淺川勝之助
二五七	四、一八二	岩松徳太郎
四四	一、一	隅田五郎吉
五九	一、〇八五	大海藤作
一〇	四四〇	吉田利右衛門
二九	一、二九五	後藤政則
三五	五〇九	片田元三郎
二〇三	一四、六九一	隈田林之助
九八	一〇、七二四	廣石音彦
四四	七、四八二	北田長吉

會根新田漁業組合	企救郡會根村大字會根	八三	二、一二二	伊藤 寛
菊田浦同	京都郡菊田町大字菊田	一一七	一、二八八	肥田長松
濱町浦同	同 大字濱町	三八	五、一一七	小島榮太郎
蕨島村同	同 郡蕨島村	一四三	一、八九五	磯村保平
杏尾浦同	同 郡今元村大字杏尾	九五	一〇、一二八	玉江千太郎
長井浦同	同 郡仲津村大字長井	二八	二、〇八五	片本辰太郎
稻童浦同	同 大字稻童	三二	六、三五四	城戸熊次郎
八津田浦同	築上郡八津田村大字字留津	二一	一、八七八	松本長造
椎田浦同	同 郡椎田町大字湊	八一	七二二	鬼頭榮太郎
西角田浦同	同 郡西角田村大字有安	二〇	二、五九一	白石熊太郎
松江浦同	同 郡角田村大字松江	三八	一、	福田文三郎
八屋浦同	同 郡八屋町大字八屋	八六	一、五七六	浦野岩吉
宇島浦同	同 郡宇島町大字宇島	一三〇	二、二六三	福島福松
東吉富浦同	同 郡東吉富村大字小犬丸	一〇五	五、二九六	矢頭軍司
三叉村青木村同	三諸郡三叉村大字中古賀	一五一	四七五	茂島莊太郎
大川町同	同 郡大川町大字榎津	一八〇	一、	添田雷四郎
大野島同	同 郡大野島村	二一四	三二八	岡崎鶴造
川口村同	同 郡川口村大字新田	二四九	六八九	江崎眞一
久間田村同	同 郡久間田村大字七ツ家	三二七	一、	梅崎早苗
濱武村同	同 郡濱武村大字南濱武	四〇七	一、	古賀一郎

蛭池 漁業組合	三諸郡木佐木村大字蛭池	一五〇	一、一一〇	幸田俊造
侍島 同	同 大字侍島	九三	一、	古賀 榮
沖端村同	山門郡沖端村大字沖端	四七四	二、二六四	富安久之
兩開村同	同 郡兩開村大字東開假	四八八	六二四	橋本權四郎
西宮永村同	同 郡西宮永村大字彌四郎	八五	三一八	梶島 節
東宮永村同	同 郡東宮永村役場内	六〇	一、	高口 清
鹽塚 同	同 郡大和村大字鹽塚	六〇	一四〇	三小田一郎
有明 同	同 大字中島	九九五	一、八六二	成清庄太郎
江浦 同	三池郡江ノ浦村役場内	一三三	三六一	田代千代吉
開村 同	同 郡開村大字黒崎開	一一六	一四四	藤田又六
三浦 同	同 郡銀水村大字手鎌	六四〇	一、	徳永 潮
諏訪 同	同 大牟田市大字川尻	二四三	一、	林田時次郎
早米ヶ浦同	同 市大字三里	二〇一	三一九	原田新一
大牟田同	同 市本町四丁目	三二〇	一、	蓮尾末五郎
二川 同	八女郡水田村大字江口	一八〇	二二四	富久鶴太郎
筑後川漁業組合	浮羽郡水分村大字常盤	二八三	六七七	井上豊三郎

二、漁業組合聯合會

名	稱	所在地	會員	昭和四年度 經費豫算	會長名
筑豊漁業組合聯合會	福岡縣廳構内	四六	一四、〇二〇	樋口邦彦	
西唐漁業組合聯合會	糸島郡北崎村	二	一六、〇〇〇	原田種美	
豊前海漁業組合聯合會	京都郡苅田町	一八	七、三五七	浦野岩吉	
有明海漁業組合聯合會	山門郡柳河町	一八	七、三五七	藤田又六	
宗像漁業組合聯合會	宗像郡神湊町	七	二、七九五	梶木武平	

一六

免許及許可漁業表

1、免許漁業

一、區劃漁業權

(昭和四年十一月一日現在)

郡市別	第一種漁業			第二種漁業		第三種漁業	計
	海苔類 延養殖業	牡蠣類 養殖業	真珠貝 養殖業	魚類 養殖業	蝦類 養殖業	貝類 養殖業	
門司市	1	1	1	3	1	1	3
小倉市	1	1	1	3	1	1	3
福岡市	4	1	1	6	1	4	11
大牟田市	3	1	1	6	1	1	11
若松市	3	1	1	6	1	1	11
粕屋郡	3	1	1	6	1	1	11
計	16	6	6	33	6	6	45

郡市別	海苔類 延養殖業	牡蠣類 養殖業	真珠貝 養殖業	魚類 養殖業	蝦類 養殖業	貝類 養殖業	計
宗像郡	1	1	1	3	1	1	6
鞍手郡	1	1	1	3	1	1	6
嘉穂郡	1	1	1	3	1	1	6
朝倉郡	1	1	1	3	1	1	6
筑紫郡	1	1	1	3	1	1	6
早良郡	1	1	1	3	1	1	6
糸島郡	6	1	1	8	1	1	11
三井郡	1	1	1	3	1	1	6
三浦郡	1	1	1	3	1	1	6
八女郡	1	1	1	3	1	1	6
山門郡	1	1	1	3	1	1	6
三池郡	2	1	1	4	1	1	6
企救郡	1	1	1	3	1	1	6
田川郡	1	1	1	3	1	1	6
京都郡	1	1	1	3	1	1	6
築上郡	1	1	1	3	1	1	6
計	19	16	1	46	3	4	89

二、定置漁業權

(昭和四年十一月一日現在)

一七

口、許可漁業

郡市別	種別	第一種漁業	第二種漁業	第三種漁業	第四種漁業	第七種漁業	第八種漁業	第九種漁業	計
門司市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
小倉市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
戸畑市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
粕屋郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
宗像郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
遠賀郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
早良郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
糸島郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
築上郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1
計		1	1	1	1	1	1	1	1

三、特別漁業権

(昭和四年十一月一日現在)

郡市別	種別	第一種	第二種	計
築上郡	第一種	1	1	2
計		1	1	2

(昭和四年十一月一日現在)

郡市別	種別	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第六種	第七種	第八種	第九種	計
門司市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小倉市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸畑市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大牟田市	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粕屋郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宗像郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
遠賀郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
朝倉郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
早良郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
糸島郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三浦郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八女郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山門郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三池郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
企救郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
田川郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都郡	第一種	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

水産業獎勵補助

1. 漁船船体並機關補助

(昭和三年度)

郡市別	組合名	機關付漁船		船體		機關	
		件數	補助金額	件數	補助金額	件數	補助金額
糸島郡	福吉浦	1	1	1	1	1	66
	深江片山浦	1	425	1	1	1	400
	加布里浦	1	276	1	1	1	1
	小富士村	7	810	1	1	5	1
	岐志新町浦	2	483	1	1	1	1
	姫島浦	2	678	1	138	1	66
	野北浦	1	783	2	1	1	145
	西ノ浦	5	783	1	170	4	80
	唐泊浦	1	157	2	1	1	122
	支界島	3	516	1	1	1	196
	濱崎今津浦	1	141	1	1	2	325
	伊崎浦	3	861	1	1	1	1
	志賀島浦	1	428	1	55	1	1
	粕屋郡	1	308	1	1	1	1

備考 トロール漁業ハ農林大臣ノ許可シタルモノナリ。

郡市別	種別	件數	補助金額
計	トロール漁業	6	142
	機關船底曳	1	41
	潜水器	1	1
	漁縛業網	1	1
	巾着業網	2	1
	揚繰業網	3	3
	打瀬業網	3	58
	圍刺業網	8	7
	漁流業網	13	3
	漁鵜業使	4	1
	計	76	196

山門郡	築上郡	京都郡	門司市	小倉市	遠賀郡	宗像郡														
有	冲	宇	椎	稻	濱	苅	柄	田	長	脇	岩	蘆	大	地	鐘	神	津	相	新	
明	端	島	田	童	町	田	杓	野	濱	田	屋	屋	島	島	崎	湊	屋	島	宮	
	村	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦
二	四			-	-	-		-	二	-		五	三	二	二	七	四	二		
三	八	一		一	〇	一		一	六	七	五	三	九	〇		六	六	六	三	一
四	六	一		一	〇	一		一	六	七	五	三	九	〇		六	六	六	三	一
	九	二	-				-		一	二				-	-		-	-	-	-
	一	九	八	六	九	〇			三	八		九	六	二		三	二	三	六	一
	九											一	三	四		二				
	七	五	一									六	六	三	七	四	九		一	一
	七	五	一									六	六	三	七	四	九		一	一

口、縣外出漁補助

郡市別	組合名	出漁組數	出漁船數	出漁先	漁業種類	補助金額
三 諸 郡	大 野 島	六 七	二 四 二	二 六	二、一五〇	四 五
合 計		一	一	一	一	一
小 倉 市	加 布 里 浦	三	七	五 島	延 繩	三 七 四
早 良 郡	殘 島 村	一	一	臺 灣	突 棒	九 七 九
粕 屋 郡	奈 多 浦	一	八	長 崎 縣	延 繩	五 一 三
宗 像 郡	神 湊 町	二	七	生 長 島	延 繩	四 五 二
鐘 崎 浦	鐘 崎 浦	四	七	大 島	延 繩	二 二 八
大 島 浦	大 島 浦	一	一	同	同	五 〇 九
平 松 浦	平 松 浦	一	五	同	同	九 一 一
計		一 六	四 六	朝 鮮	鯉 刺 網	三、九 六 六

八、養殖改良補助

系 島 郡	郡 別	組 合 名	磯 掃		投 石		
			件 數	補 助 金 額	件 數	補 助 金 額	
支 界 島	芥 屋 浦	一	一	一	一	一	一

柏屋郡	相島浦	一	一	一	一	一	一	一	一
遠賀郡	波津浦	一	一	一	一	一	一	一	一
築上郡	東吉富浦	一	一	一	一	一	一	一	一
計		八	一	三	一	一	一	一	一
		五	一	一	一	一	一	一	一

二四

二、漁法改良補助

郡市別	組合名	實業教師招聘及 研究生徒派遣		飼付漁業		築瀬	
		件數	補助金額	件數	補助金額	件數	補助金額
糸島郡	野北浦	一	一	一	一	一	一
粕屋郡	志賀島浦	一	一	一	一	一	一
宗像郡	新宮浦	一	一	一	一	一	一
	大島浦	一	一	一	一	一	一
	地島浦	一	一	一	一	一	一
戸畑市	戸畑浦	一	一〇〇	一	二九	一	一
築上郡	宇島浦	一	一	一	二九	一	一
計		四	五二四	一	二九	四	一三二
		研 實					
			三七三				四一
			四一				四二
			一				三八
			一				一一

ホ、製造業改良補助

郡市別	町村名	改良		製罐機		乾燥機	
		件數	補助金額	件數	補助金額	件數	補助金額
糸島郡	今宿村	一	一六	一	一	一	一
粕屋郡	志賀島村(弘)	一	五	一	一	一	一
京都郡	葦島村	一	一	一	一	一	一
山門郡	大和村	一	一	一	二二九	一	一
計		二	二一	四	二二九	一	八

漁業監督

豊前海ハ英彦丸(試験船兼務)有明海ハ有明丸(試験船兼務)ヲ以テシ、玄海ハ鎮西丸ヲ專任セシム。
 鎮西丸ハ鋼製六十三屯デーゼル二百五十馬力速力十二節ノ優秀船ナリ。
 犯則漁船ノ最主ナルモノハ玄海ニ於ケル他縣ノ機船手繰網ト豊前海ニ於ケル他縣ノ打瀬網ニシテ監督船
 ノ出航度毎殆下拿捕ヲ見ズトイフコトナキハ甚遺憾トスル所ナリ。
 河川ニ於テハ警察官ト漁業監督吏員トノ巡邏ニ依リ犯則ヲ防止シツ、アリ。

販賣機關取締

1、漁業組合共同販賣所

漁獲物ノ共同販賣ハ漁業組合ノ共同施設事業中最上ノモノニシテ縣ノ獎勵ト漁業者ノ自覺ト相俟ツ
 テ現在八十三組合中之レヲ實施スルモノ豊前海方面ニ十一ヶ所筑前海方面ニ十四ヶ所所有明海方面ニ
 一ヶ所計二十六ヶ所ヲ數フルニ至リ一ヶ年取扱高百五拾萬圓ニ達ス。
 本縣魚市場規則ハ共同販賣所ニ對スル規定ヲ有ス。
 共同販賣ヲ行フ漁業組合次ノ如シ

名	稱	所在地	名	稱	所在地
恒見浦	漁業組合	企救郡松ヶ江村	八屋浦	漁業組合	築上郡八屋町
今津浦	同	同	宇島浦	同	同 宇島町
柄杓田浦	同	門前市大字杓柄田	脇ノ浦	同	遠賀郡島郷村
曾根新田浦	同	企救郡曾根村	脇田浦	同	同
稻童浦	同	京都郡仲津村	岩屋浦	同	同
蓑島村	同	同 蓑島村	波津浦	同	同 岡垣村
菊田浦	同	同 菊田町	鐘崎浦	同	宗像郡岬村
濱町浦	同	同	勝浦濱	同	同 勝浦村
杏尾浦	同	同 今元村	津屋崎浦	同	同 津屋崎町

口、魚市場

本縣ニ於ケル魚市場ハ總數五十六ヶ所（漁業組合共同販賣所ヲ含マス）ニシテ一ヶ年ノ取扱高ハ貳千萬
 圓ノ多キニ達スコレ本縣ハ人口稠密ニシテ加フルニ鑛工業者多ク水産物ノ需要大ナル所以ナリ。
 本縣ハ魚市場及其買受人ヲ許可制度トシ開設スヘキ場所ハ指定シタル市町村ニ於テ一ヶ所ヲ限リ濫設ヲ
 防ギ各市場ニ業務規定ヲ設ケシメ手数料ヲ賣上高ノ百分ノ十以内、買受人ニ對スル歩戻ハ買受高ノ百分
 ノ三以内ニ制限セリ。賣買ノ方法ハ糶賣ノ方法ニ依リ符牒暗號ノ使用ハ一切之レヲ嚴禁スル等一面ニ於
 テ魚類ノ需要供給ヲ調節シ價格ヲ公定スヘキ公益機關ヲ取締ルト同時ニ他方ニ於テハ市場業者ヲ保護シ
 テ其ノ機能ヲ發揮セシムル様努メタリ。

福岡浦	同	福岡町	西ノ浦	同	糸島郡北崎村
新宮浦	同	船屋郡新宮村	野北浦	同	同 野北村
奈多浦	同	同 和臼村	岐志新町浦	同	同 芥屋村
志賀島浦	同	同 志賀島村	沖端村	同	山門郡沖端村

名	稱	店主又ハ代表者	所在地
博多魚市株式會社（舊）		奥村 正人	福岡市下對馬小路
株式會社 博多魚市場（新）		津田 孫右衛門	同 千年町
若松戸畑魚市株式會社		田中 幾太郎	若松市大字若松開

八幡海陸物産市場株式會社	枝光魚市場	田中茂一	八幡市大字枝光
黑崎魚市場	古海音右衛門	同	黑崎町
久留米魚市場株式會社	古賀久太郎	久留米市田町	
株式會社大牟田魚市場	永井益太郎	大牟田市大字大牟田	
株式會社小倉魚市場	藤本松次郎	小倉市船場町	
株式會社門司魚市場	東野直	門司市榮町	
田野浦魚市場	立石平太郎	同	田野浦
株式會社神湊魚市場	梶木武平	宗像郡神湊町	
地島魚市場	高向萬吉	同	岬村
柏原魚市場	葉石平助	遠賀郡蘆屋町山鹿	
長野魚市場	長野政八	同	蘆屋
折尾魚市場	葉石平一	同	折尾町
株式會社中間魚市場	松尾安平	同	中間町
香月魚市場	末松由太郎	同	香月町
丸三魚市場	長浦富五郎	同	鞍手郡植木町
木屋瀨魚市場	瓜生逸平	同	木屋瀨町
直方魚市場	泉千二	同	直方町
小竹魚市場	吉田善太郎	同	小竹町
株式會社桐野魚市場	山内文之助	同	宮田町
合資會社福丸魚市場	村上作次郎	同	若宮村

幸袋魚市場	伊藤又次郎	嘉穗郡幸袋町	
天道魚市場	篠崎貞次郎	同	穗波村
碓井魚市場	境直次郎	同	碓井村
合資會社大隈魚市場	大村高吉	同	大隈町
上山田魚市場	松岡源六	同	山田町
飯塚魚市場	寺坂勝右衛門	同	飯塚町
甘木魚市場	平位市右衛門	朝倉郡甘木町	
武石魚市場	武石源太郎	筑紫郡二日市町	
姪濱魚市場株式會社	石橋清五郎	早良郡姪濱町	
株式會社加布里魚市場	檜崎顯三	糸島郡加布里村	
株式會社前原魚市場	德丸嘉平	同	前原町
合資會社小富士魚市場	野上善右衛門	同	小富士村
深江魚市場	柴田梅太郎	同	深江村
今宿魚市場	伊藤傳吉	同	今宿村
福吉魚市場	奈良崎國衛	同	福吉村
株式會社吉井魚市場	原作之進	浮羽郡吉井町	
大堰魚市場	三坂林平	三井郡大堰村	
松崎魚市場	柳甚太郎	同	立石村
株式會社大川魚市場	江頭庄太郎	三藩郡大川町	
福島新魚市場	下妻伊平	八女郡福島町	

福島	須藤久吉	同
黒木	黒木町	同
合資會社羽犬塚	羽犬塚町	同
中島	山門郡大和村	同
柳河	柳河町	同
沖端	沖端村	同
瀬高	瀬高町	同
金田	田川郡金田町	同
伊田	伊田町	同
後藤	後藤寺町	同
川崎	川崎村	同
添田	添田町	同
行橋	京都郡行橋町	同

冷蔵及製造業

本縣ニ於ケル冷蔵庫ハ戸畑ニ戸畑冷蔵株式會社博多ニ大日本製氷株式會社若松ニ若松冷蔵製氷株式會社及飯塚町ニ嘉穂冷蔵製氷株式會社アリ遠洋漁業ノ發達ニ伴ヒ鮮魚ノ保管モ年ト共ニ増加セリ。製氷會社ハ右冷蔵會社ノ外三十ヶ所ヲ數ヘ年産高拾壹萬圓ヲ超エ支那朝鮮方面ニ供給スル額モ尠少ナラ

ズ近時鮮魚ノ輸送ニハ勿論各漁村ニ於テモ生魚保鮮ノ爲氷ノ使用旺ントナリソノ需要益々大トナレリ。縣下ニ於ケル冷蔵並製氷會社ヲ掲グレバ左ノ如シ。

名	稱	所在地	昭和四年現在日産能率
行橋	製氷冷蔵株式會社	京都郡行橋町	六
豊州	製氷株式會社	田川郡伊田町	七
嘉穂	清料飲料株式會社	嘉穂郡飯塚町	五
洞海	製氷戸畑工場	戸畑市天籟寺川	〇
洞海	製氷八幡工場	八幡市前田	〇
若松	冷蔵製氷株式會社	若松市海岸通	一
大里	製氷株式會社	門司市大里町東通町	三
門司	冷蔵製氷合資會社	門司市丸山町	五
村石	製氷	門司市	二
昭和	製氷	宗像郡東郷村	五
宮田	製氷	鞍手郡宮田町	一
嘉穂	冷蔵製氷株式會社	嘉穂郡飯塚町	七
大日本	製氷小倉營業所	小倉市船町	〇
大日本	製氷飯塚營業所	嘉穂郡穗波村	〇
大日本	製氷若松營業所	若松市惠比須町	五
高木	製氷所	八女郡羽犬塚町	三

水産課

水産事務ハ元商工課ノ一部ニ屬セシモ大正十五年六月
商工水産課トナリ昭和二年七月水産課トナル

分掌事務

- 一、水産ニ關スル事項
- 一、水産關係諸團體ニ關スル事項
- 一、漁業許可免許及登録ニ關スル事項
- 一、漁業取締ニ關スル事項
- 一、船舶ニ關スル事項
- 一、魚市場ニ關スル事項

職員

官職名	員數
地方農林技師	三人
農林主事補	一人
國費	二人
縣費	一人

筑後製氷株式會社	久留米市淵ノ上	一
船橋製氷株式會社	久留米市南蕨西町	一
久留米製氷株式會社	久留米市野木町	一
大牟田製氷株式會社	大牟田市柿園町	一
共同製氷合名會社	福岡市西濱町	一
河合製氷會社	福岡市住吉宮前	一
中島製氷會社	福岡市幾世町	一
加布里製氷會社	糸島郡加布里村	一
糸島製氷冷蔵株式會社	糸島郡前原町	一
大日本製氷博多出張所	福岡市海岸通五丁目	一
同	同	一
同	同	一
大日本製氷久留米營業所	久留米市白山町	一
大日本製氷大牟田營業所	大牟田市松原町	一
筑豊酸素株式會社	鞍手郡直方町	一
後藤寺製氷株式會社	田川郡後藤寺町	一
戸畑冷蔵株式會社	戸畑市	二
直方製氷會社	鞍手郡直方町	二
計		七
		一
		八

農林技手	經常費 四人	臨時費 二人	三四
雇	國費 一人	縣費 一人	
鎮西丸船長 (農林技手)	一人		
鎮西丸機關長	一人		
水夫 油差	七人		

昭和四年度經費豫算

1、職員費

國費	俸給	二、四〇〇 ^円	旅費	五五〇 ^円
縣費	俸給	一九、二二三	旅費	五、四二八

2、產業調查費

二四五

3、禁漁場標柱費

二〇〇

4、漁業取締費

一〇、四六一

5、專用漁業權調查費

一、九七八

6、漁場連絡圖調製費

二、九二二

7、漁業取締船建造費本年度分

三〇、〇〇〇

8、船溜修築費補助本年度分

五、〇〇〇

9、低利資金貸付金補充費

一、六三七

又、水産獎勵補助費

三一、二八三

内 譯

縣都市水産會補助	二、五九二
造船及機關据付費補助	二〇、六七三
漁業及製造改良事業費補助	四八六
漁具漁法改良費補助	一、五九九
遠洋漁業獎勵補助	五、一三三
淡水増殖獎勵補助	三〇〇
貯油庫設置補助	五〇〇

水産試驗場

明治三十一年福岡市須崎裏町ニ設置全三十五年一月宗像郡津屋崎町ニ
大正二年四月縣廳構内ニ昭和四年三月福岡市須崎裏町ニ移轉ス

1、昭和四年度經費豫算

總額 七三、九五七^円

内譯

俸給 一七、五二九円
 諸給 三三、三二〇円
 場費 一、六四二
 試験費 一九、〇六七
 講習會費 一、二〇四
 修繕費 一、一九五

口、業務要項

漁撈部

項目	試験要旨	場所	時期
中型發動機 船漁業試験	支界沖合漁業開發ノ目的ヲ以テ前年度ニ繼續シ昭代丸ニ依リ周年漁業經濟試験ヲ行ヒ併セテ漁場ノ探檢ヲ行ハントス	支海	周年
大鰻一艘廻 巾着網試験	大羽鰻漁法改善ノ目的ヲ以テ前年度ニ引續キ英彦丸ヲ用ヒ一艘廻巾着網ニ據ル漁獲試験ヲ行ハントス	支海	四月及至三月
底魚刺網漁業試験	底刺網ヲ用ヒ支海灘沖合深海部ニ於ケル海底狀況並漁獲物ヲ調査セントス	支海	自十二月至
鯖流網漁業 囑託試験	大鰻刺網漁業ノ末期ニ於テ筑前海沿岸ニ來遊スル鯖ノ漁獲ヲ目的トシ營業者ニ囑託シテ試験ヲ行ハントス	支海	自四月至三月
鱈延繩漁業試験	支海沿岸ニ於テ夏秋季各種鱈類ノ來遊頗ル多ク鱈延繩並ニ鱈一本釣漁業等ヲ脅威スル事大ナリ故ニ之レヲ漁獲スルハ一舉兩得ノ策ナルヲ以テ本試験ヲ施行セントス	支海	自七月至九月

養殖部

朝鮮海出漁指導	朝鮮海出漁ヲ獎勵スル爲メ支海丸ニ營業者ヲ便乘セシメ視察及實地指導ヲ行ハントス	朝鮮海	自七月至八月
傳書鳩飼育試験	五十羽ノ傳書鳩ヲ飼育シ増殖ヲ計リ民間飼育ヲ獎勵シ一方海上試験船及取締船ト本場トノ聯絡通信ノ用ニ供セントス	本場	周年

項目	試験要旨	場所	時期
有明海淺海 利用試験	牡蠣、蜆、蛤、彌勒貝、等ニ對スル採苗及養成試験、お、の貝、蛤ノ繁殖貝類稚貝ノ發生場保護、海苔養殖試験、貝類漁具ノ改良等ノ試験ヲ行ヒ更ニ蕃殖保護方策確立ノ前提トシテ各種稚魚ニ關スル調査ヲ行フ	有明海	周年
筑前海及豊前海 淺海利用試験	筑前及豊前沿海ニ有要海藻類ノ増殖ヲ圖ランタメ其ノ分布狀態及附着層等ヲ調査シ海苔、ふのり及わかめノ増殖試験ヲ行ハントス	支前海	周年
淡水養魚試験	淡水養魚普及獎勵ノ目的ヲ以テ、體長一寸五分乃至二寸五分ノ鯉兒ヲ、侍島淡水養魚場ニ於テ八萬尾豊前養魚場ニ於テ五萬尾ヲ養成シ有償配付チナス、又豊前養魚場汽水池ニ於テ鰻鱺ノ粗放の養魚試験ヲ行ハントス	三藩郡 木佐木村 築上郡 八津田村	周年
釣餌料蓄養及 移殖試験	鰻延繩用餌料ノ蓄養及移殖試験ヲ行フ	支海	周年

製造部

項目	試験	要旨	場所	時期
貝類利用試験	蚶水煮罐詰製造法ニ付改良試験ヲ行ハントス		有明海	自三月至自三月
雑魚利用試験	豊前海ノ主要漁業タル打瀬網漁獲物ノ雑魚ノ大部分ハ現在肥料ニ供セラレ、状態ニアルヲ以テ之ヲ調味加工品ニ加製スヘキ方法ニ付試験セントス		豊前海	自九月至自十二月
調味加工品 壘詰試験	現時食品界ノ趨勢ハ罐詰ヨリ壘詰ニ轉化セントスル機運ニアルヲ以テ從來罐詰等ニ供セラレツ、アル原料其他チ一層高級ナル調味加工品ヲラシメ之ニ長期ノ保藏性ヲ與ヘ顧客ノ嗜好ニ添フヘキ製品ヲラシムル目的ヲ以テ壘詰試験ヲ施行セントス		本場	自二月至自三月

調査部

項目	試験	要旨	場所	時期
海洋観測	試験船ヲ以テ筑前海、豊前海、有明海ニ於テ毎月海洋観測ヲ行フ		支有明海	周年
生物調査	沿海水産生物ヲ採集シ種類ノ査定分布状態習性等ノ調査ヲ行ハントス		支有明海	周年
海流調査	海流壘ニヨリ支海ニ於ケル海流調査ヲ行ハントス		支有明海	三月及十月
鯖河游状況調査	鯖ノ河游移動ノ状況ヲ明ニセンガ爲メ標識魚ノ放流ヲ行ハントス		支有明海	六月
漁況調査	筑前、豊前、有明ノ三海區ニ亙リ各漁業組合ニ漁況報告員ヲ設置シ毎日、上旬中旬下旬ノ三回報告ヲ得以テ縣下ノ漁況ヲ明瞭ナラシメントス		支有明海	周年

雑試験調査	隨時突發スル緊急事項ニ付試験調査ヲ行フ		本場	不定
化學分析	各種鑑定調査其他必要ニ應シ化學分析ヲ行フ		本場	不定

講習部

項目	試験	要旨	場所	時期
蒲鉾改良製法講習	本縣水産製品中最モ主要ナル蒲鉾ノ改良ヲ圖ラン爲メ之カ製法ノ講習ヲ行フ		本場	一月
海苔養殖及製法講習	乾海苔ノ改良發達ヲ圖ル爲メ之カ養殖並ニ製法ノ改良講習ヲ行フ		支有明海	自十二月至自三月
漁村子弟長期講習	將來漁村ニ於ケル中心人物タル者ノ養成ヲ目的トシ十名ノ漁村子弟ヲ募集シ三ヶ月間講習ヲ行ハントス		本場	自五月至自七月
養鯉法講習	養鯉業獎勵ノ爲メ當業者及町村農會技術員等ヲ集メ養鯉法ノ講習ヲ行ハントス		三萩郡木佐木村、築上郡八津田村	五月

諸規程

イ、福岡縣漁業取締規則

(明治四十四年九月十四日 縣令第四十號)

第一條 左ニ掲クル漁業ヲ爲サントスル者ハ許可ヲ受クヘシ但シ専用漁業權ニ依リテ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

縛網漁業

巾着網漁業

揚繰網漁業

打瀬網漁業

鰻刺網漁業

圍刺網漁業

流網漁業（けんじき網ヲ含ム）但シ筑前沿海ヲ除ク

河流ヲ遮斷スル筈漁業（定置漁業ニ該當セサルモノ）

建干網（方言江切網張引網ヲ含ム）漁業（定置漁業ニ該當セサルモノ）

鵜使漁業

第二條 前條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、漁業ノ名稱

一、漁場ノ位置及區域

一、漁獲物ノ種類

一、漁業ノ時期

一、許可期間

第三條 漁業ニ關スル出願、申請又ハ届出ノ書類ハ漁業登録令ニ依ル場合ノ外漁場ヲ管轄スル市役所町

村役場ヲ經由スヘシ

漁場ノ管轄カ二町村以上ニ跨ルトキ又ハ不明ナルトキハ住所地ノ市役所町村役場ヲ經由スヘシ但シ

本縣内ニ住所ヲ有セサル者ハ直ニ知事ニ差出スヘシ

第四條 漁業ニ關スル出願申請又ハ届書ヲ農林大臣ニ差出ス場合ハ別ニ其ノ副本一通ヲ知事ニ差出スヘシ

第五條 漁業許可ノ期間ハ拾ケ年以内ニ於テ之ヲ定ム

第六條 許可期間滿了後引續キ漁業ヲ爲サントスル者ハ期間滿了ノ日ヨリ三十日前ニ更新ノ申請ヲナスヘシ

前項ノ申請ヲ爲シタル者、許可ノ處分ヲ受クルマテ仍其ノ漁業ヲ爲スコトヲ得但シ市町村長ノ證明書ヲ携帯スヘシ

第七條 漁業ヲ許可シタルトキハ鑑札ヲ下付ス

本則ニ依リ許可ヲ受ケタル者漁業ヲ爲ストキハ鑑札ヲ携帯スヘシ

第八條 鑑札ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再渡又ハ書換ヲ申請スヘシ

漁業ヲ廢止シタルトキハ三十日以内ニ届出テ鑑札ヲ返納スヘシ

第九條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ三十日以内ニ鑑札ノ書換ヲ申請スヘシ

シ
第十條 鑑札ノ書換又ハ再下附申請中ノ者ニシテ漁業ヲ爲サントスルトキハ市町村長ノ証明書ヲ携帯ス
ヘシ

第十一條 鑑札ハ相續、讓渡、質入又ハ貸付スルコトヲ得ス

第十二條 水産動植物ノ蕃殖保護又ハ漁業取締其ノ他公益上必要アルトキハ漁業ノ許可ヲ制限シ停止シ
又ハ取消スコトアルヘシ

本則又ハ漁業ニ關スル他ノ法令ノ規定ニ違反シタルトキ亦前項ニ同シ

第十三條 第二條第五條第六條第八條乃至第十二條及第六條第二項但書第八條乃至第十一條ニ關スル罰
則ノ規定ハ漁業法施行規則第五十條ノ漁業ニ之ヲ準用ス

第十四條 漁業ノ免許ヲ出願スルニ當リ其ノ漁場ヨリ三百間以内ニ他ノ免許漁業アル場合ハ定置漁業特
別漁業ニアリテハ相互ノ關係ヲ明記シタル書面ヲ區劃漁業ニアリテハ其ノ計劃書ヲ添付スヘシ

第十五條 定置漁業及特別漁業ニ關シ保護區域ヲ設クルコト左ノ如シ

第一定置漁業

一、臺網類

イ 罾大敷網、大謀細敷網ノ周圍二百間、垣網ノ前面五百間、後面百間但
シ兩口ノ場合ハ垣網ノ左右各五百間

ロ 其ノ他大敷網、大謀網、敷網ノ周圍百間、垣網ノ前面二百間、後面五

十間、但シ兩口ノ場合ハ垣網ノ左右各二百間

二、建網類

漁場ノ周圍六十間

三、柵網類

漁場ノ周圍百間

四、出網類

漁場ノ周圍六十間

五、張網類

漁場ノ周圍六十間

六、魃築類

漁道 百間

第二特別漁業

一、第六種漁業

漁場ノ周圍百間

二、第七種漁業

イ、罾 飼付 漁場ノ周圍二百間

ロ、其ノ他飼付 漁業ノ周圍百間

三、第八種漁業

漁場ノ周圍百間

四、第九種漁業

漁場ノ周圍五十間

第十六條 前條各保護區域内ニ於テハ其ノ漁業中之一種ノ魚類ヲ目的トスル他ノ漁業行爲又ハ魚類ノ
通路ヲ遮斷シ若クハ之ヲ散逸セシメ又ハ之ヲ他ニ誘致スヘキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス但シ免許ヲ受ケ
タル漁業ニ對シテハ其ノ漁業ニ特ニ制限ヲ附スルニアラサレハ本條ノ規定ヲ適用セス

第十七條 第十五條ノ保護區域外ト雖其ノ區域ヨリ二百間以上ヲ距テタル場所ニアラサレハ新規ノ出願

ヲ免許セス但シ漁業ノ種類地勢海況其ノ他特別ノ事情ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ本條ノ制限以
内又ハ保護區域内ニ於テモ免許スルコトアルヘシ

第十八條 特別漁業中鯛地漕網漁業ノ網代ハ其ノ周圍一海里以内ヲ保護區域トシ其ノ漁業中ハ左ノ行爲
ヲ爲スコトヲ得ス但シ網代ノ位置ハ之ヲ告示ス

- 一、縛網、鯛巾着網、打瀬網又ハ釣漁
- 二、威繩ノ使用ニ妨害ヲ與フヘキ漁業

第十九條 漁場ノ標識ヲ建設シタルトキハ漁場ヲ管轄スル、市役所、町村役場ニ届出テ検査ヲ受クヘシ
漁場ノ標識ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一、漁業ノ種類
- 二、漁場ノ區域
- 三、漁業權者ノ住所及氏名又ハ名稱

第二十條 漁業ヲ廢止シ又ハ免許若ハ許可ハ期間満了シタルトキハ二十日以内ニ漁場ニ施設シタル工作
物又ハ漁具ヲ撤去スヘシ但シ期間更新申請中ノモノハ此ノ限リニ在ラス
漁業ノ免許又ハ許可ヲ取消サレタル場合亦前項ニ同シ

已ムヲ得サル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ撤去シ難キ場合ハ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 左ニ掲クル水産動物ハ之ヲ採捕シ所持シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

- 一、殻長 二寸以下ノ蛭
- 一、殻長 三寸五分以下ノ鮑
- 一、殻長 二寸以下ノ螺蝶
- 一、殻長五寸以下ノ玉珠貝

一、ほんたわら(一名がる藻、がら藻、又ハしめ藻)但シ流藻ハ包含セス

第二十二條 左ニ掲クル水産動物ハ各期間内ニ之ヲ採捕シ所持シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

- 一、蛭 十月一日ヨリ十一月三十日迄
- 一、鮑 十月一日ヨリ十二月三十一日迄
- 一、玉挑貝 六月一日ヨリ七月三十一日迄
- 一、牡蛎 六月一日ヨリ七月三十一日迄
- 一、蛤、乳母貝(潮吹貝)からす貝、みろく貝、蜷貝 六月一日ヨリ七月三十一日迄
- 一、海鼠 四月一日ヨリ七月三十一日迄
- 一、鱈兒(一名しらす) 一月一日ヨリ三月三十日迄
- 一、玉筋魚 十一月一日ヨリ十二月十五日迄
- 一、鰯兒(朱口兒ヲ含ム)但シ當歳魚ニ限ル 三月一日ヨリ六月三十日迄
- 一、鱸兒(せいご)但シ當歳魚ニ限ル 三月一日ヨリ六月三十日迄

- 一、鮎 兒 一月一日ヨリ五月三十一日迄
- 一、鰻 兒 三月一日ヨリ五月三十一日迄
- 一、鯉 但シ筑後川ニ限ル 四月一日ヨリ六月三十日迄
- 一、ゑのは(いわな) 十月一日ヨリ十一月十五日迄
- 一、飯 蛸 但シ有明海ニ限ル 八月一日ヨリ十一月三十日迄
- 一、い だ(うぐい) 三月十五日ヨリ五月十五日迄

第二十三條 左記ノ漁業ハ各期間内之ヲ禁ス

- 一、鱧 空釣繩業 六月十五日ヨリ七月十五日迄
- 二、飯 蛸貝繩業 五月一日ヨリ八月三十一日迄
- 三、打 瀬網業 三月一日ヨリ五月三十一日迄
- 四、ばり曳網、はつさり網業 一月一日ヨリ四月三十日迄
- 五、濱 堰 業 一月一日ヨリ七月三十一日迄

第二十四條 左ニ掲タル漁具漁法ハ之ヲ禁止ス

- 一、瀉 羽 瀬
- 一、鯉 抱 漁
- 一、水中ニ電流ヲ通シテ爲ス漁法

一、筑後川筋三井郡大堰村床島堰以上ノ鵜使漁

一、有明海ニ於ケル潜水器漁、建切網類(支柱又ハ錨等ヲ用ヒ建設スルモノ)但長サ百間、網丈ク三尺未滿ハ此限ニアラス

一、有明海ニ注ク中島川、鹽塚川、沖端川、各河川流末濤筋ニ於ケル蛭貝ノ採捕漁

一、筑後川流域内(支川又ハ派流ハ本川ニ接續セル点ヨリ十町以内)ニ於ケル建切網、建干網、江切網、手押網、鮫鱧網、河流ヲ遮斷スル罾漁

一、矢部川、星野川流域(支川又ハ派流ハ本川ニ接續セル点ヨリ五町以内)ニ於ケル築漁、火光ヲ應用スル漁業、河流ヲ遮斷スル罾漁及網罾(罾ノ狀ヲ爲ス網)、竿追搦漁、瀬替漁、桶漬笹漬罾器

一、那珂川本流及派流博多川全部竝室見川及其ノ支流八丁川全部ニ於テハ二月十五日ヨリ六月三十日迄投網漁、叩キ網漁、建切曳網漁、江切網、竿追搦漁、罾漁、瀬替漁、築漁(室見川ニ於ケル白魚築ヲ除ク)

一、室見川ニ於ケル白魚ノ採捕ニ使用スル攪網、四手網、叉手網、掬網等ニシテ其ノ網又ハ網口ノ徑三尺ヲ超ユルモノ若ハ袖網ヲ附スルモノ

第二十五條 左記漁具ノ使用ハ之ヲ禁止ス

- 一、網目一寸以下ノ建干網、建切網

- 二、網目九分以下ノ小鯛兒こち網、ばり曳網、ばつさり網
- 三、網目五分以下ノ打瀬網
- 四、簀目幅三分以下ノ石干見、笹干見

第二十六條 左記ノ場所ヲ禁漁區トシ一切ノ水産動植物ノ採捕ヲ禁止ス

筑後川筋

- 一、朝倉郡朝倉村大字山田惠蘇ノ宿山田堰ヨリ浮羽郡江南村大字橋田乞食江湖勿迄
- 二、三井郡大堰村大字三川床島堰下鬼殺淵
- 三、同郡大城村大字塚島乙吉荒子ヨリ字東裏畑百六拾番荒子迄
- 四、同郡節原村大字合川字淵ノ上長荒子ヨリ同村大字小森野高野薬師木迄

星野川筋

- 一、八女郡星野村大字長尾字野添淵
- 二、同郡川崎村大字長野及大字山内ニ係ルサヤノ神淵
- 三、同郡星野村大字東山コウモリ岩淵
- 四、同郡同村大字西田及北河内村大字久木原字半澤ウド淵

矢部川筋

- 一、八女郡大淵村大字大淵砂原淵

- 二、同郡木屋村大字木屋長淵三、同郡豊岡村大字湯邊田及光友村大字田形ニ懸ル釜屋橋ヨリ字惣川内堰迄
- 四、同郡矢部村大字北矢部字鶴ノ上鶴ノ堰堤ヨリ上流百五十間迄

廣川筋

- 一、八女郡下廣川村大字藤田字岩瀬藤田水車堰ヨリ上流百二十間迄

那珂川筋

- 一、筑紫郡安德村大字伸字曰佐井手ヨリ上流三百五十間迄
- 二、福岡市須崎裏町須崎橋二間下ヨリ上流同市住吉町住吉橋上方十間迄但シ餌料ノ用ニ供スルあなじやこ又ハえむしハ此限ニ在ラス

新川筋(那珂川支流)

- 一、福岡市西中洲那珂川分岐點ヨリ上流同市春吉町新橋上方十間迄但シ餌料ノ用ニ供スルあなじやこ又ハえむしハ此限ニ在ラス

石堂川筋

- 一、福岡市舊柳町千鳥橋二間下ヨリ上流同市上辻ノ堂町省線汽車鐵橋迄但シ餌料ノ用ニ供スルあなじやこ又ハえむしハ此限ニ在ラス

室見川筋

一、早良郡原村大字小田部濱井手二百間下ヨリ同郡壹岐村大字橋本乙井手迄
多々良川筋

一、粕屋郡大川村大字戸原字大地津屋井手ヨリ上流同村大字江辻字向河原鐵橋迄
岩嶽川筋

一、築上郡岩屋村大字河内字小久保天和井堰ヨリ上流百十間迄

第二十七條 左記ノ場所ヲ禁漁區トシ各期間内一切ノ水産動植物ノ採捕ヲ禁止ス

筑後川筋

一、三井郡大堰村大字三川字角屋敷鳥飼渡場（對岸浮羽郡柴刈村字八幡大久保渡場）ヨリ八幡川

原列下迄

二、同郡金島村大字金島米出荒子ヨリ新川瀬口迄九月一日ヨリ十月十五日迄

矢部川筋

一、八女郡三河村大字矢原及同郡北山村山下竝山門郡東山村大字廣瀬ニ係ル手付淵

二、同郡古川村大字北長田字西境瀬ヨリ上流六十間

三、同郡水田村大字津島及山門郡瀬高町大字本郷鐵橋ヨリ松原堰迄

四、山門郡瀬高町本郷字三本松列

右九月一日ヨリ十月三十一日迄

五、山門郡瀬高町大字本郷三本松列ヨリ同郡瀬高町大字高柳字一本杉列迄

右二月一日ヨリ六月三十日迄

六、八女郡矢部村大字矢部字鶴ノ上鶴ノ堰堤ヨリ下流五十間迄

右四月一日ヨリ七月三十一日迄

七、八女郡豊岡村大字田本字内ノ城及串毛村大字土窪字込野井堰上方十間ヨリ下流込野渡リ瀬迄

（對岸豊岡村大字湯邊田字河原）

右四月一日ヨリ七月十五日迄

沖ノ端川筋

一、山門郡三橋村大字磯島字石林六双樋ヨリ下流百間迄（磯島堰餘水路ヲモ含ム）

那珂川筋

一、筑紫郡那珂村大字竹下堰堤上方十間ヨリ下流百八十間迄（水車用水路ヲモ含ム）

右二月一日ヨリ五月三十一日迄

第二十八條 前條筑後川筋第一號第二號及矢部川筋第一號乃至第四號ノ區域内ニ於テハ九月一日ヨリ十

二月三十一日迄平水面以下ノ砂礫ノ採取ヲ禁止ス

第二十九條 禁漁區ノ標示ハ左ノ錐形ニ依リ其ノ區域ノ隈角ニ之ヲ建設ス

時期ヲ定メタルモノハ (自何月何日 至何月何日)



第三十條 遡河漁類ノ通路ヲ遮斷シテ爲ス漁業ハ河川流幅ノ五分ノ一以上ノ魚道ヲ開通スヘシ

前項ノ外特ニ魚道開通ノ方法ヲ指定スルコトアルヘシ

第三十一條 養殖又ハ學術研究其ノ他特別ノ理由ニ依リ第二十一條乃至第二十七條ノ禁止又ハ制限ニ拘ハラズ水産動植物ノ採捕ヲ爲サントスル者ハ其目的、種類、數量、採捕ノ方法、時期及場所ヲ明記シ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ其ノ著手ノ年月日及採捕養殖ノ種類、數量並終了年月日ヲ其ノ都度知事ニ届出ヘシ

第三十二條 漁業者ニ非ラサル者ハ左ニ掲クル漁具又ハ漁法ニ依ルノ外水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ス

- 一、徒歩竿釣
- 二、徒歩手釣
- 三、徒歩投網
- 四、徒手魚貝藻ノ採取
- 五、攪網、桶漬、箆漬
- 六、蜘蛛手網(一名四ツ手網)
- 七、ばら、掬ひしようけ
- 八、罓
- 九、牢器
- 十、鰻籠、鰻筒
- 十一、叉手網

第三十三條 第一條第十六條第十八條第二十一條乃至第二十五條及第二十七條ノ規定ヲ犯シタルモノハ

拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁具及漁獲物ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコトアルヘシ但シ前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收シ能ハサル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徴ス

第三十四條 第六條第二項但書、第七條第二項、第八條乃至第十一條、第十九條第一項、第二十條第一項、第二項、第二十八條、第三十一條及第三十二條ノ規定ヲ犯シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第三十五條 本則ハ明治四十四年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本則ニ依リ許可ヲ要スルニ至リタル漁業ノ漁業者ニシテ本則施行前ヨリ引續キ營業シタル

モノハ本則施行後三十日以内ニ許可ヲ出願スルトキハ其許可ニ至マテノ間尙従前ノ例ニ依リ漁業ヲナスコトヲ得

ロ、魚市場規則

(大正十五年九月二十七日
縣令第百二十三號)

第一條 本則ニ於テ魚市場トハ多數集合シテ加工セサル水産物ヲ賣買取引スル場所ヲ云フ

加工セサル水産物ニツキ賣買ノ取次、仲立、買付及此等類似ノ營業ヲ爲スモノハ魚市場ト看做シ本則ヲ準用ス

第二條 魚市場ヲ開設セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第七號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、開設者ノ所在地、名稱及代表者本籍住所並氏名、生年月日

二、開設ニ關スル事業計畫書

三、設計ノ概要(略圖添付)

四、魚市場開設ノ位置並名稱

五、組織並資本金額

六、定款又ハ規約並相當機關ノ議決ヲ要スルモノニアリテハ其ノ決議書謄本

七、業務規程

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、開設ヲ要スル理由

二、陸地測量部二萬分ノ一圖面若ハ之ニ準スヘキ詳細ナル地圖ニ開設地二里以内ニ於ケル停車場、

船着場其ノ他ノ交通機關、官公署、社寺、學校、病院、公園、既設魚市場等ヲ明示スルコト

三、開設スヘキ魚市場及附屬建造物ノ建坪數並用地面積

四、附屬設備

五、氷藏庫ヲ設クルモノニアリテハ室數、各室ノ面積及容積

六、出資拂込方法並運轉資金

- 七、開設ニ關スル收支豫算並損益計算
- 八、取扱數量ノ見込
- 九、起工及竣工又ハ買入豫定年月日業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一、魚市場開閉ノ時刻
- 二、手数料及獎勵金歩合
- 三、賣買取引方法
- 四、取引上ノ單位
- 五、賣買代金ノ收受並支拂方法
- 六、委託品ノ管理及處分方法
- 七、魚市場ニ於テ公表スヘキ品目
- 八、買受人ノ貸付限度並代金支拂期日ニ關スル規定
- 九、買受人ノ身元保證金及保證人ニ關スル規定
- 十、買受人責罰ニ關スル規定
- 十一、魚市場ノ整理並清潔方法
- 十二、定休日ニ關スル事項

十三、其他開設者ニ於テ必要ト認ムル事項

前項第八號ノ代金支拂期日ハ壹ケ月少ナクトモ二回以上ヲ規定スヘシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタルモノハ一ケ月以内ニ左記書類ヲ具シタル工事施行願ヲ提出シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

- 一、設計書及仕様書
 - 二、建造物並附屬設備ノ配置圖、平面圖、正面圖、側面圖、平物組畧圖、梁組略圖（縮尺五十分ノ一又ハ百分ノ一）
 - 三、魚市場ノ敷地又ハ建造物ガ開設者ノ所有ニ屬セサル場合ニ於テハ其ノ所有者ノ承諾書
 - 四、市町村道ヲ使用セムトスルモノニ在リテハ當該市町村長ノ許可書
- 國縣道路、河川又ハ溝渠等ヲ使用セムトスルモノニ在リテハ使用願書ヲ提出シタル旨ノ書類ヲ添付スヘシ

第四條 魚市場ノ位置構造及設備ハ概ネ左ノ標準ニ據ルヘシ

- 一、位置ハ官公署、社寺、學校、病院、公園等ニ接近セス且出入取引ニ利便ナル地點タルコト
- 二、建造物並附屬設備ハ耐久の構造タルコト
- 三、建物ハ採光換氣ニ適シ場内土間汚水溝渠及汚水溜等ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ且溝渠及汚水溜ニハ覆蓋ヲ施スコト

- 四、汚水溜ニ排除シタル汚水ハ之ヲ汲ミ取ル装置ヲナスコト
 - 五、魚市場ノ内部ニ壁ヲ設クルトキハ三尺以上ノ腰板張り又ハ耐水質構造ト爲スコト
 - 六、場内ニ洗滌用水ノ設備ヲ有スルコト
 - 七、便所ノ位置ハ糞場、井戸ト相當ノ距離ヲ有シ臭氣ノ及ハサル場所ニ設クルコト
 - 八、相當面積ノ車置場ノ設備ヲ有スルコト
 - 九、便所塵埃其ノ他不衛生ナルモノトノ完全ナル隔離装置ヲナスコト
 - 十、日光ノ直射ヲ避クルニ足ル設備ヲ有スルコト
- 前項ノ外知事ハ必要ト認ムル施設ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 魚市場ノ開設ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニアラサレハ許可セス但特別ノ事情アルトキハ此ノ限リニ在ラス
- 一、公共團體(市町村、市町村組合、町村組合ヲ云フ)
 - 二、漁業組合、水産組合又ハ此等ノ聯合會
 - 三、水産會法ニ依リ設立シタル水産會
 - 四、株式會社
- 第六條 魚市場ヲ開設スヘキ場所ハ別ニ指定シタル市町村ニ於テ各一箇所ニ限リ之レヲ許可ス但シ漁業組合カ其ノ地域内ニ於テ開設セムトスルトキハ此ノ限リニ在ラス

第七條 魚市場ノ開設許可期間ハ十箇年以内トス

前項ノ期間ハ開設者ノ申請ニ依リ更新スルコトヲ得此ノ場合ハ滿了ノ日ヨリ少クトモ三箇月前ニ申請スヘシ

第八條 必要アリト認ムルキハ魚市場ニ關スル許可認可ニツキ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第九條 魚市場開設ノ許可ヲ受ケタルモノハ他ノ者ニ名義ヲ貸與シ又ハ他ノ者ニ業務ヲ依託シテ行フコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ認可ヲ受クルトキハ此限リニ在ラス

第十條 魚市場ノ構造及設備竣功シタルトキハ知事ニ届出テ検査ヲ受クルニアラサレハ業務ヲ開始スルコトヲ得ス改築、増築其ノ他構造設備ノ變更ヲ爲シタルトキ亦同シ

第十一條 本則ニ依ル魚市場ハ其名稱中ニ魚市場タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ
魚市場ニアラスシテ魚市場タル名稱ヲ用フルコトヲ得ス

第一項ノ名稱ハ標札ニ明記シテ適當ノ場所ニ之ヲ公示スヘシ

第十二條 第三條ニ定ムル期間内ニ認可申請ヲ爲サ、ルトキ又ハ第三條ニ依リ認可ヲ受ケタル日ヨリ四箇月以内ニ業務ヲ開始セサルトキハ第二條ノ許可ハ其効力ヲ失フ但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

休業六箇月以上ニ亘リタルトキハ第二條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十三條 魚市場ハ第五條各號ニ該當スルモノ廢置分合ニ因リ之ヲ繼承スルコトヲ得

法人ノ合併ニ因ル繼承ノ場合ハ合併ノ事由及合併契約書並事業目論見書ヲ添へ連署ヲ以テ願出テ知事ノ許可ヲ受ケヘシ

開設者死亡シタルトキハ新ニ開設者ノ定マル迄相續者ニ於テ其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ハ相續者ヨリ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十四條 公共團體カ魚市場ヲ開設セムトスルトキハ同時ニ其ノ市町村内ニ於ケル既設魚市場ノ閉鎖ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ニ基キ知事既設魚市場ノ閉鎖ヲ命シタルトキハ公共團體ハ其ノ閉鎖ニ因リ受クヘキ損失ヲ當該魚市場開設者ニ補償スヘシ但シ其ノ補償額ハ相互ノ協議ニ依リテ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ知事之ヲ定ム

第十五條 魚市場ノ開設廢止又ハ繼承アリタルトキ及第六條ニ依ル市町村ノ指定ハ之レヲ告示ス

第十六條 魚市場ニ於ケル賣買取引ハ糶賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ己ムヲ得サル場合ニ限リ業務規程ニ定ムル處ニ依リ入札其ノ他ノ方法ニ依ルコトヲ得

第十七條 魚市場ノ賣買取引ニハ符牒又ハ暗號ヲ用フルコトヲ得ス

第十八條 開設者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ取引ニ係ル水産物ノ販賣ヲ委託スル者又ハ買受人其ノ他取引ニ參加セムトスル者ヲ拒否スルコトヲ得ス

第十九條 買受人トハ營利ノ目的ヲ以テ魚市場ニ於テ水産物ノ買入ヲ爲スモノヲ謂フ

買受人タラムトスル者ハ願書ニ履歷書並第二十條第一號第四號及第五號ニ該當セサル旨ノ本籍地市町村長ノ證明書ヲ添付シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ買受人タルコトヲ得ス

- 一、開設者家族並其ノ使用人
- 二、本則又ハ本則ニ基キテ發シタル命令ニ違反シ處罰ヲ受ケタル後二箇年ヲ經過セサルモノ
- 三、本則施行前魚市場ノ買受人ニシテ不都合ノ所爲アリ改悛ノ實ナシト認めラル、モノ
- 四、家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサルモノ
- 五、禁治産者及準禁治産者

第二十一條 買受人ニシテ左記各號ノ一ニ該當シタル所爲アリタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一、本則又ハ本則ニ基ク命令處分ニ從ハサルトキ
- 二、定期ノ買受金支拂ヲ怠リクルトキ
- 三、名義ヲ他人ニ貸與シタルトキ
- 四、正當ノ理由ナク取引ヲ休止シ又ハ取引ニ支障ヲ來サシメタルトキ
- 五、取引上不正ノ行爲アリ又ハ魚市場ノ信用ヲ失墜シタルトキ

第二十二條 開設者ハ買受人ニ對スル貸付限度額及擔保又ハ保證方法ヲ記載シ五日以内ニ知事ニ届出ツ

ヘシ

買受人魚市場ヲ脱退シタルトキハ其ノ事由既往ノ成績等ヲ具シ五日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第二十三條 開設者又ハ業務規程ニ依リ魚市場業務ヲ行フ者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、名義ノ何タルヲ問ハス委託者ヨリ手数料以外ノ給付ヲ受ケサルコト

二、開設者ノ受クヘキ手数料ハ賣上高ノ壹割ヲ超エサルコト

買受人ニ對スル獎勵金ハ買受高ノ參歩以内タルコト

三、販賣禁止ノ水産物及衛生上危險ノ虞アルモノヲ取引セサルコト

四、市場内ノ秩序ヲ保持スルコト

五、市場内外ノ清潔ヲ保持スルコト

第二十四條 開設者ハ委託品處分ノ結果ヲ即日委託者ニ通知シ其ノ賣上金ハ遲滯ナク之ヲ支拂フヘシ

第二十五條 開設者ハ其ノ日ノ賣買取引ニ係ル主要品目數量價額競賣價額ノ最高最低及平均ヲ即日公表スヘシ

前項ニ依リ公表シタル事項ハ每一箇月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第二十六條 開設者ハ左ノ各號ノ事項ヲ事實發生後七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ第四號ノ場合ハ清算事務ヲ取扱フモノ又ハ相續人ニ於テ之ヲ爲スヘシ

一、業務ノ開始

二、第五條第一號乃至第三號ニ該當スルモノノ廢置分合

三、開設者ノ所在地名稱代表者ノ本籍住所、氏名ノ變更

四、法人ノ解散又ハ開設者ノ死亡

五、定休日以外ニ於テ業務ヲ休業スルトキ

六、魚市場ノ閉鎖又ハ廢業

前項第五號ノ場合ハ豫メ關係者ニ告知スヘシ

第二十七條 開設者ハ決算期毎ニ左記事項ヲ具シ業務ノ概況ヲ其ノ期ノ翌月末日迄ニ知事ニ報告スヘシ但シ決算期ノ定メナキモノハ毎年一回二月末日迄ニ於テ之ヲ爲スヘシ

一、需給ノ一般狀況

二、賣上金額及前年ノ同期トノ増減比較

三、主要品目別賣上數量價額及前年同期トノ増減比較

四、手数料収入額

五、獎勵金額並買受人別表

六、財産目錄

七、貸借對照表

八、損益計算

九、利益金處分

十、積立金

十一、業務ノ概況

前項第五號獎勵金ハ一定ノ歩合額ヲ積立テ買受人ニ對スル獎勵ノ目的ノ外支出スルコトヲ得ヌ但シ知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス

第二十八條 開設者ハ左記帳簿ヲ備ヘ賣買取引ニ關スル事項ヲ其ノ都度明確ニ記録整理シ苟モ符牒暗號ヲ用フヘカラス

一、總勘定元帳

二、日記帳

三、荷受帳

四、現金出納簿

五、賣捌庭帳（糶帳）

六、荷主口座帳

七、買受人口座帳

八、買受人名簿

九、相場控帳

前項帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條 本則ニ基ク願届書等ハ魚市場所在地ノ市町村長及所轄警察署長ヲ經由スヘシ

第三十條 當該官吏吏員警察官吏ハ魚市場ニ臨檢シテ業務及之ニ關スル帳簿財産等ヲ檢査スルコトアルヘシ

第三十一條 知事必要アリト認ムルトキハ魚市場ノ位置、設備及業務規程ノ變更又ハ財産狀況ノ報告其ノ他ニ關シ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第三十二條 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一、業務ノ停止

二、許可、認可ノ取消

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、許可ヲ受ケスシテ魚市場ヲ開設シタルトキ

一、許可ヲ受ケスシテ第二條第二號乃至第七號ノ事項ヲ變更シタルトキ

一、認可ヲ受ケスシテ第九條ノ行爲ヲ爲シタルトキ

一、第三條ノ認可又ハ第十條ノ檢査ヲ受ケスシテ業務ヲ開始シタルトキ

一、第十一條第二項第十三條第三項第十六條乃至第十八條第十九條第二項第二十二條乃至第二十四

十條及業務規程ニ違反シタルトキ

- 一、第二十五條乃至第二十八條ノ公表届出報告ヲ懈怠シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
- 一、第三十條ニ依リ臨檢シタル官吏更員警察官吏ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ臨檢ヲ拒ミタルトキ
- 一、第三十一條ノ命令又ハ處分ニ服セサルトキ
- 一、第三十二條ノ處分ニ違反シタルトキ

第三十四條 故ナク魚市場ノ賣買取引ヲ妨ケ若クハ魚市場ノ秩序ヲ紊ス行爲アル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十五條 魚市場開設者ニシテ未成年者禁治産者又ハ法人ナルトキハ本則ニ基ク罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之レヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此限リニ在ラス

第三十六條 魚市場ノ開設者又ハ其ノ代理人ハ其ノ戸主、家族、同居人又ハ雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

第三十七條 本則ハ大正十五年十一月一日ヨリ之レヲ施行ス

明治二十四年八月縣令第五十六號魚市場規則ハ本則施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

第三十八條 本則施行ノ際從前ノ規則ニ依リ許可受ケ現ニ魚市場ヲ開設セルモノ及漁業組合ニ於テ認可ヲ得テ共同販賣所ヲ開設セルモノハ本則施行ノ日ヨリ五箇年ヲ限リ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ魚市場ハ本則施行ノ日ヨリ參箇月以内ニ知事ニ願出テ業務規程ノ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 本則施行ノ際前條ノ魚市場ニ屬シ現ニ取引ヲ爲ス買受人ハ本則施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ本則ニ依リ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第四十條 第二十八條ニ依リ魚市場ニ備フヘキ帳簿ハ本則施行當時ノ決算期終了スル迄仍從前ノモノヲ使用スルコトヲ得

ロ、魚市場ニ關スル書類提出期限一覽表

(大正十五年九月作製)

- 一、位置其他變更許可申請 變更ヲ要セムトスルトキ
- 一、工事施行認可申請 開設許可ノ日ヨリ一ヶ月以内
- 一、開設期間更新許可申請 期間滿了ノ日ヨリ三ヶ月以前
- 一、工事施行認可申請提出期間延期申請 開設許可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ工事施行認可ヲ申請シ得サルトキ
- 一、合併ニヨル繼承許可申請 法人ノ合併ニ因ル繼承ノトキ
- 一、魚類買受人〇申請 買受人タラムトスルトキ

- 一、魚市場構造（又ハ設備）竣功届
構造及設備等竣功ノトキ
- 一、業務繼續届
開設者死亡後五日以内
- 一、規則第二十二條ニヨル届
五日以内
- 一、所屬買受人脱退届
脱退後五日以内
- 一、業務開始届
業務開始後七日以内
- 一、廢置（分合）届
事實發生後七日以内
- 一、位置其他變更届
同上 七日以内
- 一、法人ノ解散届
同上 同
- 一、開設者死亡届
同上 同
- 一、臨時休業届
同上 同
- 一、魚市場閉鎖（廢業）届
同上 同
- 一、主要品目價格其他公表報告
毎月十日限リ前月分一括報告
- 一、魚市場業務概況報告
決算期ノ翌月末日限リ
決算期ノ定メナキモノハ毎年一回二月末日限

ハ、魚市場規則取扱手續

（昭和二年二月二十二日）
縣訓令第七號

第一條 市町村長魚市場ニ關スル願届書ヲ受理シタルトキハ警察署長ト協議ヲ遂ケ副申ヲ要スルモノハ一週間以内ニ、其他ノモノハ三日以内ニ、事ノ簡單ナルモノ若ハ急施ヲ要スルモノハ即時之ヲ進達スヘシ

第二條 市町村長魚市場規則（以下單ニ規則ト謂フ）第二條ニ規定スル魚市場開設許可申請ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ニ規定スル事項ヲ調査シテ之ヲ添付スヘシ

- 一、開設地及供給地域ト認ムヘキ市町村別戸數、人口並魚類需要供給ノ關係
- 二、取扱見込數量ノ確否
- 三、位置、用地面積、構造及設備ハ業務上並公益上支障ナキヤ否
- 四、組織及資本額（拂込額、固定資本額及運轉資本額ニ區分）ハ經營上適當ナリヤ否
- 五、株式會社ニ在リテハ其ノ發起人ノ職業、經歷、素行、資産及信用程度
- 六、近接魚市場ニ及ホスヘキ影響
- 七、其ノ他參考トナルヘキ事項

第三條 市町村長左ノ各號ニ規定スル願届書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シテ遲滯ナク之ヲ進達スヘシ

- 一、規則第二條第一項第二號乃至第七號ニ規定スル事項ノ變更申請
- 二、規則第三條ニ規定スル工事施行認可申請

三、組合員ニ非ラサル者ヨリ理事又ハ監事ヲ選任シタルトキハ其ノ事由書及本人ノ履歷書

第四條 漁業組合ニ於テ總會又ハ總代会召集ノ通知ヲ發スルトキハ其ノ日時、場所及會議目的タル事項ヲ記シ同時ニ市町村長ニ届出ツヘシ

漁業組合聯合會ニ於テ總會召集ノ通知ヲ發スルトキハ前項ニ準シ同時ニ知事ニ届ケ出ツヘシ

第五條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會總會又ハ總代会ノ決議録ニハ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席組合員三名以上署名捺印スヘシ

一、開會ノ日時及場所

二、組合員總數、出席者數、本人出席及委任出席ノ別

三、議事要項及同意者數

第六條 左ニ掲クル場合ハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ

一、理事專決處分シタルトキハ其ノ理由及事項

二、組合員ヲ除名シ又ハ理事監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ其ノ理由及決議録

第七條 漁業組合ニ於テ總代会ヲ設ケ總代ヲ選任シタルトキハ其ノ氏名及選任年月日ヲ市町村長ニ届出ツヘシ

第八條 漁業組合ノ理事ハ組合員カ漁業ヲ廢業シタルトキ、漁業權又ハ入漁權ヲ有セサルニ至リタルト

キ、若ハ住所ヲ組合地域外ニ移轉シタルトキハ監事ノ意見ヲ問ヒ組合員名簿ヨリ其ノ氏名ヲ削除シ書面ヲ以テ之ヲ本人ニ通知スヘシ

第九條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會毎年度ノ經費豫算ハ少ナクトモ年度開始一ケ月前ニ届出ツヘシ

經費ノ分賦收入方法ノ認可申請書ニハ分賦率、收入期限並ニ中途加入者ニ對スル分賦方法ヲ記載スヘシ

第十條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ハ毎年六月三十日限リ左記事項ヲ届出ツヘシ

一、組合員數(聯合會ニアリテハ加入組合數)

二、經費決算支出總額

三、積立金額及保管方法(基金及基金以外ノ積立金ヲ別記スルヲ要ス)

四、負債額、借入先及利率

五、共同施設事業ノ概況(各事業別ニ其ノ經費及成績ノ記載ヲ要ス)

第十一條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ確實ニ之ヲ整理スヘシ

一、役員及總代人名簿

二、經費收入元簿

三、現金出納簿

四、經費收入簿

- 五、經費支出簿
 - 六、財產臺帳
 - 七、貸付金臺帳
 - 八、借入金臺帳
 - 九、證書其ノ他重要書類ノ保管帳
 - 十、會計ニ關スル證憑書類綴
 - 十一、一般往復文書類
 - 十二、出張日誌
- 第十二條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ノ組合長聯合會會長若クハ會計擔當ノ理事更迭シタルトキハ十五日以内ニ左記事項ヲ整理シ監事立會ノ上後任理事ニ引繼ヲ爲シ引繼目錄ヲ作り立會者連署シ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ
- 一、現金出納簿、經費收入簿、經費支出簿
 - 二、後任者ヘ引繼前日迄ノ經費收支計算書、證憑書類及現金額調
 - 三、財產臺帳（各種積立金及其他財產保管ニ關スル事項）
 - 四、貸付金臺帳及證書類
 - 五、借入金臺帳及關係書類

- 六、備品臺帳（現品引合ヲ要ス）
 - 七、漁業權、入漁權、其ノ他組合又ハ聯合會ニ關スル重要書類
- 第十三條 漁業組合令第四十條規定ノ書類ハ左記各號ニ依リ取扱フヘシ
- 一、規約ニハ設立ノ認可申請書及認可指令書ヲ添付シ規約ヲ變更シタルトキハ變更認可申請書及認可指令書ヲ順次綴込ミ變更ノ條項ヲ訂正スヘシ
 - 二、組合員名簿ニハ組合員ノ住所地番、生年月日、加入年月日及ヒ主タル漁業名稱ヲ記載シ脱退又ハ除名ノ場合ハ其ノ事由並年月日ヲ記入シ朱線ヲ以テ抹消スヘシ
 - 三、事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - (1) 組合員數及前年度組合員數ニ比シ増減事由
 - (2) 經費收入ノ狀況
 - (3) 共同施設業ノ成績
 - (4) 違約者處分ヲ爲シタル員數及其ノ事由
- 四、財產目錄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- (1) 各種積立金額及其ノ保管方法
 - (2) 借入金額、借入先、利率及用途
 - (3) 貸付金額、貸付先、利率及事由

- (4) 土地ニ付テハ其ノ地名地番、種目段別、價格及現在ノ狀況
- (5) 建物ニ付テハ其ノ種類、棟數、建坪、價格及現在ノ狀況
- (6) 漁業權又ハ入漁權ノ種類及件數
- (7) 右ノ外漁船、漁具其他備品等ノ數量價格

第十四條 漁業組合又ハ漁業組合聯合會ハ毎年一月末日限リ左ニ掲ケタル調書ヲ差出スヘシ

- 一、漁船調（肩幅七尺以上七尺未満ニ區別シ各其ノ數及釣船網船ノ別ヲ記スルヲ要ス）
- 二、漁具、漁法及各其ノ漁獲物種類並其ノ價格從業人員調

第十五條 左記書類ハ各其ノ下ニ記載シタル期間之ヲ保存スヘシ

- 一、組合規約及漁業權、入漁權ニ關スル重要書類永久
- 二、會計帳簿及會計ニ關スル證憑書類十年以上

附 則

第十六條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 明治四十四年八月福岡縣令第三四號漁業組合令施行細則ハ之ヲ廢止ス

へ、水産業獎勵補助規程

（昭和四年二月廿七日
縣告示第百二十三號）

第一條 水産業獎勵ノ爲メ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スル者ニ補助金ヲ交付ス

一、一箇年以上本縣内ニ住所ヲ有シ水産業ニ従事スル者

二、漁業組合同聯合會水産組合及水産會

第二條 補助金ヲ交付スヘキ事業ノ種類及補助金額ノ標準左ノ如シ

一、漁業ニ従事シ又ハ従事セシムル目的ヲ以テ別ニ定ムル構造ニ依リ總噸數二十噸未満ノ漁船ヲ新造シ若ハ新造シタルモノヲ購入スルトキ及漁船ニ据付クル爲メ機關ヲ購入スルトキ經費精算額ノ三分ノ一以内

二、漁具漁法改良ノ爲メ揚網機揚網機集魚燈ヲ購入スルトキ經費精算額ノ二分ノ一以内

三、漁船出漁團ヲ組織シ六十日以上縣外ニ出漁スルトキ往復經常費精算額ノ十割以内

四、魚介藻ノ蕃殖又ハ魚類誘致ノ目的ヲ以テ磯掃除投石飼付築瀬ヲ爲ストキ經費精算額ノ三分ノ一以内

五、海苔採取ノ目的ヲ以テ海苔摘船ヲ建造スルトキ經費精算額ノ二分ノ一以内

六、製造業改良ノ目的ヲ以テ乾燥機壓搾機製罐機ヲ購入シ又ハ改良竈若ハ冷蔵庫貯氷庫ヲ築設スルトキ經費精算額ノ三分ノ一以内

七、實業教師ノ招聘其他傳習ニ關スル施設ヲ爲ストキ經費精算額ノ三分ノ一以内

前項ノ外水産業獎勵上必要ト認ムル事業ニ對シテハ特ニ其ノ經費精算額ノ三分ノ一以内ノ補助金ヲ交付スルコトアルヘシ

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ事業計畫書經費豫算書及左記各號ノ書類ヲ提出シ豫メ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第一條第一號ニ該當スル者ハ之ヲ證スル市町村長ノ證明書並身元確實ナル者二名以上ノ連帶保證書ヲ添付スヘシ

一、第二條第一項第一號第二號第五號第六號ニ付テハ設計書及構造圖又ハ機關圖

二、第二條第一項第三號ニ付テハ出漁團規約並船名簿

三、第二條第一項第七號ニ付テハ實業教師ノ履歷書

四、漁業組合其ノ他ノ法人ニアリテハ當該年度經費豫算書並總會又ハ總代會決議錄謄本又ハ抄本

前項ノ願書ハ第二條第一項第四號ニ該當スル者ニアリテハ八月末日其ノ他ノ者ニアリテハ一月

末日限り之ヲ提出スヘシ

第四條 第二條第一項第四號ニ該當スル者事業ニ着手セムトスルトキ又ハ同第三號ニ該當スル者出漁準備整頓シタルトキハ知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ヲ竣功(又ハ購入)或ハ終了シタルトキハ左ノ書識

ヲ添付シ其ノ旨遲滞ナク知事ニ届出ツヘシ

一、漁船出漁團ニアリテハ事業成績書經費精算書出漁日誌及六十日以上縣外ニ出漁セルコトヲ認識

シ得ヘキ書類

二、實業教師ノ招聘其ノ他傳習ニ關スル施設ニ付テハ事業成績書及經費精算書其ノ他ノ事業ニアリ

テハ經費精算書

第六條 前條ノ届出ヲ受ケタル後知事ハ之ヲ調査シ其ノ補助金額ヲ決定ス但シ場合ニ依リ補修又ハ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 本規程ニ依リ補助金ヲ受ケタル者ハ之ニ依リ施設シタルモノヲ補助金ヲ受ケタル日ヨリ三箇年

以内ニ讓渡貸付又ハ一箇年以上其ノ利用ヲ休止スルコトヲ得ス但シ知事ノ許可ヲ受ケタル者及第一

條第二號ニ該當スル者ニシテ其ノ團體員ニ貸付スル場合第二條第一項第三號第四號第七號ノ施設ニ

付テハ此ノ限りニ在ラス

第八條 前條ニ依リ讓受ケ又ハ貸付ヲ受ケタル者ハ爾後本規程ニ基ク義務ヲ繼承スルモノトス但シ特別

ノ事情アリト認ムル場合ハ其ノ義務ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部返還ヲ命スルコ

トアルヘシ

一、本規程又ハ知事ノ發シタル命令ニ違背シタルトキ

二、事業ノ施行確實ナラサルトキ

三、虚偽ノ申告ヲナシ又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

第十條 前條ニ依リ補助金ノ返還ヲ命セラレタルトキハ漁船出漁團員ハ連帶シテ其ノ責ニ任スヘシ解散

後ニ於ケル團員タリシ者ノ責務亦同シ

第十一條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ住所地ノ市役所町村役場ヲ經由スヘシ

附 則

明治三十八年法律第四十號遠洋漁業獎勵法及大正十二年農商務省令第十一號水產冷藏獎勵規則並大正十四年農林省令第二十一號漁業共同施設獎勵規則ニ依リ補助金ヲ受クル者ニ付テハ本規程ヲ適用セス
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程ニ抵觸スル從前ノ水產業獎勵補助規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

ト、福岡縣漁業共同施設獎勵資金貸付規程

(昭和二年十月四日
縣令第九十三號)

第一條 本資金ハ漁業共同施設獎勵ノ爲メ漁業組合(以下單ニ組合ト稱ス)又ハ漁業組合聯合會(以下

單ニ聯合會ト稱ス)ニ於テ左ノ事業ヲ行フニ必要ナル資金ヲ轉貸セムトスル市町村ニ對シ毎年度豫

算ノ範圍内ニ於テ之ヲ貸付ス但シ事情ニ依リ組合又ハ聯合會ニ對シ直接貸付ヲ爲スコトアルヘシ

一、船揚及船溜設備

二、水產物ノ販賣設備

三、水產物製造加工及處理設備

四、水產物ノ貯藏設備

五、漁船及漁具設備

六、水產物ノ運搬設備

七、水產物ノ養殖設備

八、漁船救難設備

市町村營ヲ以テ船揚及船溜設備又ハ漁船救難設備ヲ爲ス場合亦前項ニ同シ

第二條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ借入申込書(第一號様式)ニ左ノ書類ヲ添付シ五月末日迄ニ知

事ニ提出スヘシ

一、資金ノ轉貸ヲ爲ス市町村ニ在リテハ當該年度ノ歲入出豫算書資金貸付規程、起債決議書及轉貸

ヲ受クヘキ組合又ハ聯合會ニ關スル左記書類

(イ)事業計劃理由書

(ロ)當該設備ノ貸付又ハ管理規程(第二號様式)

(ハ)事業着手時期竣成時期及資金受領希望時期

(ニ)事業計劃豫算書(第三號様式)事業設計ニ對スル平面圖及收益アルモノハ收支損益豫算書

(第四號様式)(各四通)

(ホ)事業費用調達方法及債務償還資源調書(第五號様式)(各四通)

(ヘ)財産調書

(ト)資産貸借對照表

(チ)總會決議錄(事業計劃起債及豫算ニ關スルモノ)

(リ)現況及消長調書(第六號様式)

(ヌ)簡易生命保險加入者數調書(各四通)

二、組合又ハ聯合會ニ在リテハ前號(イ)乃至(ヌ)ノ書類

三、第一條第二項ノ市町村ニ在リテハ當該年度ノ歳入出豫算書、起債決議書及第一號(イ)乃至(ホ)ノ書類

第三條 本資金借入申込後前條書類ノ記載事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ知事ニ届出ツヘシ但シ貸付承認後前條第一號(ロ)乃至(ホ)ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 市町村ニ於テ本資金ノ轉貸ヲ爲ス場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一、資金ノ貸付ハ簡易生命保險加入成績優良ナル組合又ハ聯合會ノ當該設備費(國縣ノ補助アル場合ハ其ノ金額ヲ控除ス)ノ八割以内トスルコト

二、資金ノ貸付ヲ受クヘキ組合又ハ聯合會ハ組合員共同一致シ財務並業務共ニ成績佳良ナルモノニ限ルコト

三、貸付利率ハ年五歩四厘据置期間ハ貸付當該年度中トシ償還期間ハ二十箇年以内ニ於テ知事ノ適當ト認ムル年限トスルコト

四、貸付金ノ元利金ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ前期ハ九月、後期ハ三月ノ各十五日限リ償還セシムルコト但シ貸付又ハ中途償還ノ場合ニ於テ一期ニ滿タサル利息ハ貸付ノ際ニ在リテハ現金交付

ノ日ヨリ中途償還ノ場合ニ在リテハ其ノ當日迄日割ヲ以テ之ヲ計算スルコト

五、元利金ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還金百圓ニ付一日參錢ノ延滞利子ヲ徴スルコト

六、貸付ヲ受ケタル者償還期限前貸付金ノ全部又ハ一部ヲ返還セムトスルトキハ之ヲ認ムルコト

七、漁船設備ニアリテハ機關附漁船ハ幅五尺以上其ノ他ノ漁船ハ幅六尺五寸以上水産物ノ運搬設備ハ幅七尺以上トスルコト

八、市町村ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ債務ノ保證ヲ爲サシメ尙必要アリト認ムルトキハ資金貸付後ト雖モ保證人ノ追加變更ヲ爲サシムルコト

九、市町村ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該設備ニ抵當權ヲ設定シ債務者ヲシテ保險ニ附セシメ保險金ニ對スル權利質權ヲ設定スルコト

第五條 前條第一號乃至第九號ハ直接組合又ハ聯合會ニ對スル貸付ニ同第三號乃至第六號ハ市町村ニ對スル貸付ニ之ヲ適用ス

第六條 資金貸付ノ承認ヲ受ケタルトキハ起債ニ關スル許可又ハ認可申請ノ手續ヲ了シ資金借入契約書(第七號様式)ヲ知事ニ提出シ貸付金ノ交付ヲ受クヘシ

知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係證書類ヲ徴シ前項貸付金ヲ分割交付スルコトアルヘシ

第七條 借受人ハ償還期間内知事ノ許可ヲ受クルニアラサレハ當該設備ノ所有權ヲ移轉シ質權及抵當權設定ノ目的物ト爲シ、又ハ其ノ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス但第四條第九號ノ場合ハ此ノ限リニ在

第八條 轉貸ヲ爲ス爲本資金ノ貸付ヲ受ケタル市町村ニ於テ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之カ貸付ヲ了スヘシ

市町村前項ノ貸付ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨知事ニ報告スヘシ

第九條 貸付ノ承認ヲ受ケタルトキハ速ニ工事ニ着手シ知事ノ指定シタル期間内ニ之ヲ完成スヘシ但シ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

設備完成後貸付金カ第四條第一號ニ依ル設備費支出額ノ八割ニ相當スル額ヨリ以上ナル場合ハ其ノ超過スル部分ニ付還付ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 本資金ヲ轉貸シタル市町村ハ毎年四月及十月ノ各二十日迄ニ其ノ前期間ニ於ケル資金回收狀況報告書(第八號様式)ヲ知事ニ提出スヘシ

第十一條 當該設備竣成シタルトキハ直ニ事業ニ關スル收支精算書ヲ知事ニ提出スヘシ

知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該設備ノ出來形検査ヲ行ヒ補工ヲ命シ共同施設ニ關スル報告ヲ徵スルコトヲ得ルノ外書類帳簿又ハ事業執行ノ狀況ヲ検査シ其他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

市町村ニ於テ本資金ヲ轉貸シタル場合ハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第十二條 本資金ノ貸付ヲ受ケタル後左ノ事項發生シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

一、當該設備ニ重大ナル變更ヲ加ヘムトスルトキ又ハ天災其他ニ因リ變動ヲ生シ又ハ生セムトスル慮アルトキ

二、保證人死亡轉住其他資格ニ重大ナル變動ヲ生シタルトキ

三、組合又ハ聯合會ニ於テ其ノ組織及財務ニ著シキ變動ヲ生シ又ハ生セムトスル慮アルトキ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ貸付ノ承認ヲ取消シ又ハ貸付金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一、詐偽ノ所爲ヲ以テ貸付ノ承認ヲ受ケ又ハ貸付金ノ交付ヲ受ケタルトキ

二、組合又ハ聯合會ノ財務紊亂シ貸付金ノ償還不確實ナリト認メタルトキ

三、組合又ハ聯合會解散シ又ハ解散セムトスルトキ

四、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

五、本令又ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違背シタルトキ

六、前各號ノ外不正不當ノ行爲アリト認メタルトキ

第十四條 第三條、第七條第九條、第十二條ノ規定ハ轉貸ヲ受ケタル組合聯合會ニ對シ之ヲ適用ス

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年度ニ限り第二條ノ借入申込書提出期限ヲ十月末日迄トス

第一號様式

漁業共同施設獎勵資金借入申込書

- 一金 額
- 二用 途
- 三 償還方法

右福岡縣漁業共同施設獎勵資金貸付規程ニ依リ御貸付相成度別紙關係書類相添へ此段申込候也

昭和 年 月 日

(市町村ノ場合)

福岡縣郡市町村長 何 某 函

(組合又ハ聯合會ノ場合)

福岡縣郡市町村

何々漁業組合長(又ハ委
合會長) 何 某 函

福岡縣知事宛

第二號様式

何組合(又ハ聯合會)何々貸付(管理)規程

貸付年限貸付料金設備修理ノ責任擔保及保證人其他ニ付規定スルコト(但シ貸付セサルモノ又ハ管理

ノ必要ナキ設備ニ對シテハ此限ニ在ラス)

第三號様式

何組合(又ハ聯合會)事業計劃豫算書

種 別	箇 數 (又ハ坪數)	構 造	單 價	總 費	備 考
一、シガラミ 建 設 費					
一、堤防建設費					
一、監督費					
一、設計費					
一、敷地買收費					
一、雜 費					
計					

備考 水産物ノ販賣設備以下右様式ニ準シ可成具體的ニ記載スルコト

第四號様式

何組合(又ハ聯合會)何事業自何年度
至何年度收支損益豫算書

收 入

科 目	何年度 豫 算	何年度 算 度	何年度 算 度	何年度 算 度	何年度 算 度	何年度 算 度
款貸付料						

項何貸付料	
計	

支出

科目	年度					
	何年度	何年度	何年度	何年度	何年度	何年度
款償還金						
項年賦償還金						
款何々						
項何々						
計						

備考 收益ナキ場合ハ本調書提出ノ要ナシ

本調書ハ年賦償還ヲ終ル迄ノ各年度分ヲ掲記スヘキモ増減ナキ場合ハ何年度以後ノ増減ナシトシテ之ヲ省略スルモ妨ナシ

第五號様式

何組合(又ハ聯合會)何事業費用調達方法及債務償還資源調書

一金 何圓

何事業費

(イ) 調達方法

一金 圓簡易生命保險積立金借入

(ロ) 債務償還資源
一金 圓何ヨリ支出

(使用料金ハ之ニ充ツルコト又不足ノ場合ハ一般會計ヨリ繰入レ償還スルコト尙他ニ資源アルトキハ之ヲモ記入スルコト)

第六號様式

何組合(又ハ聯合會)現況及消長調書

組合員數	何年(五年前)		何年(現年)		増比	減勢
漁船數						
内(機關他付)						
漁獲高						
販買事業手数料						
何事業手数料						

第七號様式

市町村ヲ除ク外印紙
税法ニ依リ收入印紙
ヲ貼付シ消印ヲ要ス

漁業共同施設獎勵資金借入契約書

一金 何圓也

右今回福岡縣漁業共同施設獎勵資金貸付規程ヲ承認ノ上正ニ借用候ニ付テハ左記事項ヲ契約遵守可
致爲後日借入契約書差入置候也

昭和 年 月 日

(市町村ノ場合)

縣 郡市

町村大字

番地

債務者

縣 郡市

町村長 氏

名 印

(組合又ハ聯合會ノ場合)

縣 郡市

町村大字

番地

債務者

何漁業組合長理事(又ハ聯合會長) 氏

名 印

縣 郡市

町村大字

番地

連帶保證人

氏

名 印

福岡縣知事宛

左記

一、借入金ノ利率ハ年何分何厘トス

二、借入金ハ昭和 年 月 日迄据置昭和 年 月 日ヨリ昭和 年 月 日迄

ニ元利金ヲ別紙償還年次表ノ期日ニ於テ半年賦償還ス

三、半年賦金ハ ト定メ知事ヨリ發スル納額通知書ニ依リ規定ノ期日迄ニ償還ス

四、福岡縣知事ニ於テ漁業共同施設獎勵資金貸付規程ノ定ムル所ニ依リ處分セラル、場合ハ何等異議

ヲ申立サルコト

五、保證人ハ主タル債務者ト連帶シテ債務ヲ負擔シ直ニ本債務ヲ辨濟スルコト

借入金元利償還年次表

償還年度	償還年月日	元金未償還額	元金償還額	利子償還額	償還額計

第八號様式

自昭和 年 月 資金回收狀況報告書
至同 年 月

元金	利息	計	貸付者氏名	收入年月日	備考

子、船鑑札書類進達ニ關スル件

(昭和四年十月五日
水第一五一七號内務部長ヨリ關係市町村長宛)

船鑑札事務取扱ニ關シテハ從來御注意相成居候コト、ハ被存候モ進達書類ニ不備ノ點一般ニ不尠照復ニ時日ヲ要シ事務ノ敏速ヲ缺クノ嫌有之候ニ付書類進達ノ際ハ精査ヲ遂ケ整備ノ上速ニ御執達相成候様御配意相成度追テ左記事項ニ付テハ特ニ御注意相成度申添候

- 一、賣買其ノ他ノ事由ニ因リ船鑑札ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ船舶沈没、解撤シ居ルモ船鑑札書換申請解撤沈没等届出ノ手續ヲ爲サザル向ニ對シテハ至急之カ手續ヲナサシムルコト
- 一、船籍港ヲ他府縣ヘ變更シタル場合ハ申請書正副貳通ヲ提出セシムルコト
- 一、所有者ノ變更ニ基ク他府縣ヘノ轉籍若ハ書換申請ノ場合ハ變更ノ事實ヲ証スル書面(賣渡証、讓渡証、家督相續ノ場合ハ戶籍謄本又ハ抄本等)添附セシムルコト
- 一、書換轉籍改測申請ノ場合新鑑札ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ト引換ニ舊鑑札ヲ返還セシムルコト但シ返還シ能ハサルトキハ事由書ノ添附ヲ要スルコト
- 一、船鑑札再交付申請或ハ船舶沈没届ニハ事由書又ハ証明書ヲ添付セシムルコト
- 一、各種申請書記載例左記ノ如シ
- 一、明治四十年五月遞信省令第二四號船鑑札規則並ニ明治四十年五月遞信省訓令第一號船鑑札規則施行手續參照ノコト

船鑑札交付申請書

一、船種 (汽船帆船ノ別但發動機付ナルトキハ其旨)

船名 何 丸

二、船籍港 (當該市町村名)

三、進水年月 月 日

四、尺 度 (船體ノ最大ノ長、幅、深)

五、測度ヲ受ケントスル場所 縣郡市町村大字、何何港

六、申請ノ事由 (新造外國船購入等)

右船舶ニ對シ船鑑札交付相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

所有者住所 氏 名 印

福岡縣知事宛

船鑑札書換申請書

一、船鑑札番號 第 何 號

二、船種 船名 舊帆船 (又ハ汽船、機帆船、發動機船)

何 丸

新同 (同)

(何 丸)

三、船籍港 舊何市(又ハ 縣 郡 町村)

新同(同)

四、積量尺度 長何呎何々 幅何呎何々 深何呎何々

總噸數 何噸 登簿噸數 何噸

五、船舶所有者住所氏名

舊 縣郡市町村大字番地

何 某

新同

何 某

六、進水年月 何年何月

七、申請事由 賣買(又ハ讓渡家督相續)ニ因リ船籍港船名所有者住所氏名變更

右ノ通り變更致候條船鑑札書換相成度關係書類添附此段申請候也

昭和 年 月 日

舊 縣郡市町村大字番地

何 某印

新 縣郡市町村大字番地

何 某印

福岡縣知事宛

關係書類ノ表示

一、賣買契約書(又ハ讓渡證、戶籍謄本又ハ抄本)

(注意)船舶所有者變更ニ係ルトキハ變更ノ事實ヲ證スル書面(賣渡證又ハ讓源証ノ原本又ハ寫、戶

籍謄本抄本等)ヲ添附スルコトヲ要ス

船舶轉籍申請

一、船鑑札番號 第何號

二、船種船名 舊帆船(又ハ汽船、機帆船、發動機船)何丸

新同()何丸

三、船籍港 舊何市(又ハ縣郡町村)

新同(同)

四、積量尺度 長何呎何々 幅何呎何々 深何呎何々

總噸數 何噸 登簿噸數 何噸

五、進水年月 何年何月

六、船舶所有者 舊 縣郡市町村大字番地

新 縣都市町村大字番地

七、申請事由 賣買ニ因リ船籍港船名所有者變更

右轉籍相成度關係書類相添此段申請候也

昭和 年 月 日

縣都市町村大字番地

舊所有者 何

某 印

縣都市町村大字番地

新所有者 何

某 印

福岡縣知事宛

關係書類ノ表示

一、申請書副本 一通

一、賣 渡 証(又ハ讓渡証)

(注意) 轉籍申請書正副二通所有者變更ノ場合ハ賣渡、讓渡證又ハ其ノ寫二通添附スルコトヲ要ス

船鑑札再交付申請書

一〇六

何 某

何 某

一、船鑑札番號 第何號

二、船種船名 帆船(又ハ汽船、機帆船、發動機船)何 九

三、船 籍 港 何 市(又ハ縣郡町村)

四、積量 尺度 長何呎何々 幅何呎何々 深何呎何々

總 噸 數 何 噸 登簿噸數 何 噸

五、進水年月 何年何月

六、申請事由 船鑑札滅失(又ハ流失紛失)ノ爲メ別紙事由書(又ハ證明書)ノ通リ

右船鑑札再交付相成度關係書類相添此段申請候也

昭和 年 月 日

縣都市町村大字番地

所有者 何 某 印

福岡縣知事宛

關係書類ノ表示

一、船鑑札滅失(又ハ流失紛失)事由書(又ハ證明書)一通

船舶 沈 沒 届(又ハ滅失解撤、其購)

一、船鑑札番號 第何號

- 二、船種船名 帆船(又ハ汽船、機帆船、發動機船)何丸
- 三、船籍港 何市(又ハ縣郡町村)
- 四、積量尺度 長何呎何々 幅何呎何々 深何呎何々

總噸數 何噸 登簿噸數 何噸

五、進水年月 何年何月

六、届出事由 船舶滅失(又ハ沈沒解撤)ノ爲メ別紙證明証其ノ他(又ハ事由書)ノ通リ

右關係書類並ニ船鑑札相添ヘ此段及御届候也

昭和 年 月 日

縣郡市町村大字番地

何 某印

福岡縣知事宛

關係書類ノ表示

一、證明証(又ハ事由書、國籍証書謄本)一通

船舶改測申請書

一、船鑑札番號 第何號

二、船種船名 帆船(又ハ汽船、機帆船、發動機船)何丸

三、船籍港 何市(又ハ縣郡町村)

四、積量尺度 長何呎何々 幅何呎何々 深何呎何々

總噸數 何噸 登簿噸數 何噸

五、進水年月 何年何月

六、申請事由 修理(改造)ノ爲メ

七、測度ヲ受ケムトスル場所 縣郡市町村大字何港

右改測相成度此段申請候也

昭和 年 月 日

縣郡市町村大字番地

何 某印

福岡縣知事宛

リ、漁業組合書類提出期限表

件名	期限	提出先	参照
漁船調、漁具、漁法及漁獲物並價格、從業人員調	一月末日	知事	縣令規則第十四條
漁業共同施設獎勵金交附申請	二月末日	農林大臣	農林省令漁業共同施設獎勵規則第四條

共同販賣所業務ノ概況報告	二月末日又ハ 毎決算期ノ翌 月末日	知事	縣令魚市場規則第二十七條
經費豫算屆	一年度開始 一ヶ月前	同	組合令第四十三條 縣令規則第九條
分賦收入方法認可申請書	同	同	組合令第二十二條 縣令規則第九條
獎勵金ノ交附ヲ受ケタル共同施設事業報告	年度終了後 二ヶ月内	農林大臣	農林省令漁業共同施設獎勵規 則第十條
漁業共同施設獎勵資金借入申込書	五月末日	知事	縣令漁業共同施設獎勵資金貸 付規程第二條
組合狀況報告	六月三十日	同	縣令規則第十條
水産業獎勵補助申請	一月末日又ハ 八月末日	同	縣令水産業獎勵補助規程第三 條大正九年縣告示第七〇一號
共同販賣成績報告	毎月十日	同	縣令魚市場規則第二十五條
漁業權存續期間更新申請	存續期間満了 ノ日ヨリ三月 前	同	漁業法施行規則第三十一條

又、漁業組合隨時書類提出表

件名	提出先	参照
經費決算屆(事業報告、財産目錄剩餘金處分書等)	知事	組合令第二十五條、縣令規則第十三條
起債認可申請	同	組合令第二十二條、縣令規則第三條

規約變更認可申請	同	同
役員選任認可申請(組合員外ヨリ選任ノ場合)	同	組合令第三十二條、縣令規則第三條
豫算變更報告(分賦收入方法變ノ場合ハ其ノ認可申請)	同	組合令第四十三條
理事、監事登記屆	同	組合令第四十一條
專決處分事項及役員解任組合員除名屆	同	縣令規則第六條
組合長又ハ會計理事更迭屆	知事	縣令規則第十二條 大正四年十二月内務部長通牒
基金支出、漁業權又ハ不動産處分申請	同	組合令第四十四條、縣令規則第二條、三條
組合財産ノ狀況又ハ事務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ノ報告(監事ヨリ)	同	組合令第三十六條
總會又ハ總會招集屆	市町村長	縣令規則第四條
總代選任屆	同	縣令規則第七條
行政區劃、大字又ハ字、名稱變更ニ因ル規約ノ記載事項訂正屆	知事	組合令第十九條
組合解散、合併、分割認可申請	同	組合令第二十二條
清算人ノ住所氏名及解散ノ原因、年月日ノ登記屆	同	組合令第五十八條

機掃除、投石、飼付、築瀬事業着手届	同	縣告示産業獎勵補助規程第四條
補助金交付ノ指令ヲ受ケタル事業ノ竣工届	同	第五條
補助金ヲ受ケタル施設ノ讓渡、貸付、一ケ年以上ノ利用休止許可申請	同	第七條
共同施設事業設計變更及設備讓渡認可申請	農林大臣	農林省令 漁業共同施設獎勵規則第五條
獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者及其ノ承繼人ノ諸届	同	第十二條

備考

組合令トアルハ明治四十三年十一月勅令第四二九號漁業組合令、縣令規則トアルハ大正八年二月本縣令第九號漁業組合及漁業組合聯合會規則、農林省令漁業共同施設獎勵規則トアルハ大正十四年六月農林省令第二一號、縣令魚市場規則トアルハ大正十五年九月本縣令第一二三號、縣告示産業獎勵補助規程トアルハ昭和四年二月本縣告示第一二三號、縣令漁業共同施設獎勵資金貸付規程トアルハ昭和二年十月本縣令第九三號ヲ謂フ。

本縣船舶統計

(二十噸未満)

(昭和三年十一月末現在)

漁船	九六隻
五噸以上二十噸未満ノ漁船數	三一一隻
五噸未満ノ漁船數	九四八隻
漁船以外ノ帆船	
五噸以上二十噸未満ノ噸數船	

同上	三一七隻
漁船以外ノ汽船	
五噸以上二十噸未満ノ汽船數	三八隻
合計	一、七一〇隻

漁業稅

縣稅雜種稅課目課額

(昭和二年三月三十一日拔萃)

漁業稅 第一種 定置漁業稅

1 大敷 (大謀網ヲ含ム) 壹ヶ所ニ付年稅金左表ノ通

一等 金拾五圓六拾錢	二等 金拾圓貳拾錢	三等 金七圓八拾錢	四等 金五圓四拾錢	五等 金四圓貳拾錢
島鄉村ノ内 脇ノ浦 芥屋村ノ内 姫島 岬村ノ内 地島 (大謀網ノ分)	志賀島村	小倉市ノ内 馬島 岬村ノ内 地島 大島村 (大敷ノ分)	島鄉村ノ内 岩屋 蘆屋町山鹿ノ内 柏原 津屋崎町 福吉村ノ内 鹿家 勝浦村	以上ニ掲ケサル 市 町 村

小富士村	殘島村
------	-----

2 柵網 沖建柵網 壹ヶ所ニ付 年税 金四圓貳拾錢
柵網(壹網共)全 全 金參圓

3 羽瀨 (壹ヶ所ニ付) 年税金左表ノ通

一等 金七圓八拾錢	崎ヶ崎	高津	津ノ上	宮津	五等 金壹圓六拾錢
二等 金六圓參拾錢	新穀	津ノ上	神樂	中津	以上ニ掲ケサル
三等 金四圓七拾錢	網帶	海老	袖津	神樂	場所
四等 金參圓貳拾錢	江ノ原	津ノ下	野田	中津	

4 烏賊曲、鱈曲網、其他曲建網 一箇所ニ付 年税 金壹圓拾錢

5 石干見、建干網張切網、 一箇所ニ付 全 金九拾錢

江切網、築其ノ他ノ定置漁業

第二種 區劃漁業税

1 牡蠣、蛭貝、汐吹貝、蛤、海苔ヲ養殖スルモノ 區劃千坪又ハ千坪未滿每ニ 年税 金拾六錢

2 右以外ノ水産動物ヲ養殖スルモノ 區劃千坪又ハ千坪未滿每ニ 年税 金八錢

第三種 海面漁業漁戶税 海面漁業漁戶 漁戶一戸ニ付キ年税金左表ノ通

一等 金參圓貳拾錢	大島村	岬村地ノ島	島郷村岩屋	殘島村	蘆屋町山鹿ノ内	六等 金壹圓
二等 金貳圓九拾錢	新宮村相ノ島	小倉市馬島	蘆屋町蘆屋	今津村	福吉村鹿家	
三等 金貳圓四拾錢	津屋崎町	島郷村 脇ノ浦	神湊町神湊	加布里村加布里	福岡村芥屋	
四等 金貳圓拾錢	志賀島村志賀	同村 脇田	勝浦村勝浦	小倉市長濱	北崎村小島島	
五等 金壹圓六拾錢	北崎村西ノ浦	蘆屋町山鹿ノ内	福間町福間	同市平松	門司市大里	
	同村支海島	同村 柏原	新宮村新宮	同市平松	同市平松	
	小市倉藍島	同村 波津	同村 岐志	同村 恒見	同村 恒見	
		同村 鐘崎	同村 深江	同村 今津	同村 今津	
		同村 奈多	同村 片山	八屋町	八津田村	
						以上ニ掲ケサル

北崎村 宮ノ浦	小富士村 船越	門司市 舊門司	椎田町
野北村	同 村久家		西角田村
芥屋村 姫島	福吉村 吉井		角田村
	同 村福井		東吉富村
	門司市 田野浦		三川町(川尻ヲ除)
	東郷村 柄杓田		沖端村
	若松市		川口村
	戸畑市		大川町
	箱崎町 箱崎		
	志賀島村 弘		

一一六

第四種 河川漁業漁戸税
河川漁業漁戸 漁戸一戸ニ付年税金左表ノ通

區別	一戸漁者三人以上	同 二 人	同 一 人
筑後川	壹 圓	九 拾 錢	六 拾 錢
矢部川			
山國川			
右以外ノ河川池沼等	九 拾 錢	六 拾 錢	五 拾 錢

第五種 遊漁税

遊漁 一人ニ付 年税 金壹圓貳拾錢

第六種 採藻税

- 採藻
- 1 採取者三人以上ノモノ 一戸ニ付 年税 金壹圓
 - 2 採取者二人ノモノ 全 金九拾錢
 - 3 採取者一人ノモノ 全 金六拾錢

第七種 トロール漁業税

トロール漁業汽船 一艘ニ付 年税 金六拾圓

第八種 機船底曳網漁業税

- 機船 一艘ニ付 年税
- 三十五噸以上 金五拾圓
 - 二十噸以上 金參拾圓
 - 十噸以上 金貳拾圓
 - 十噸未満 金拾圓

市場税 年税 收入金ノ千分ノ五

鵜税 (賣品ヲ含ム) 壹羽ニ付 年税 金五圓

圖覽一地在所場市魚合經業漁並布分族水要至下縣





例	九
● 魚市場	○ 漁業組合
● 漁業組合共同販賣所	○ 重要漁村



昭和四年十二月十一日印刷
 昭和四年十二月十六日發行

福岡縣水產課

福岡市吳服町六八

印刷所 田口印刷所

電話三九八〇番

福岡市吳服町六八

印刷者 田口勝成

14.2
640

終